
平成23年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第4日)

平成23年9月27日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成23年9月27日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第52号 平成22年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第53号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第54号 平成22年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第55号 平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第56号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第57号 平成22年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第58号 平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第59号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第60号 平成22年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第61号 平成22年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第62号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第63号 平成22年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第64号 平成22年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第65号 平成22年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第66号 南部町からの暴力団排除のために必要な関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第67号 南部町上水道給水条例の一部改正について

- 日程第19 議案第68号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 日程第20 議案第69号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第70号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第71号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第72号 平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第73号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書
(追加議案)
- 日程第26 議案第74号 会見第二小学校屋内運動場改築工事（建築主体工事）に関する契約の締結について
- 日程第27 議案第75号 南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する変更契約の締結について
- 日程第28 発議案第17号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第29 発議案第18号 議会における地方行政調査について
- 日程第30 発議案第19号 がん征圧宣言について
- 日程第31 議員派遣
- 日程第32 議長発議第20号 閉会中の継続審査の申し出について <議会運営委員会>
- 日程第33 議長発議第21号 閉会中の継続審査の申し出について <広報調査特別委員会>
- 日程第34 議長発議第22号 閉会中の継続審査の申し出について
<選挙事務問題調査特別委員会>
- 日程第35 議長発議第23号 閉会中の継続審査の申し出について <議会改革調査特別委員会>
- 日程第36 議長発議第24号 閉会中の継続審査の申し出について
<人権・同和対策特別委員会>
- 日程第37 議長発議第25号 閉会中の継続審査の申し出について <地方行政調査特別委員会>

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第52号 平成22年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第53号 平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- て
- 日程第 5 議案第54号 平成22年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第55号 平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第 7 議案第56号 平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第 8 議案第57号 平成22年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第 9 議案第58号 平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第59号 平成22年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第60号 平成22年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- て
- 日程第12 議案第61号 平成22年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第62号 平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第63号 平成22年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第64号 平成22年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第65号 平成22年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第66号 南部町からの暴力団排除のために必要な関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第18 議案第67号 南部町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第19 議案第68号 辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更について
- 日程第20 議案第69号 平成23年度南部町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第70号 平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第71号 平成23年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第72号 平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第73号 平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書
(追加議案)
- 日程第26 議案第74号 会見第二小学校屋内運動場改築工事（建築主体工事）に関する契約の締結について

- 日程第27 議案第75号 南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する変更契約の締結について
- 日程第28 発議案第17号 地方行政調査特別委員会の設置について
- 日程第29 発議案第18号 議会における地方行政調査について
- 日程第30 発議案第19号 がん征圧宣言について
- 日程第31 議員派遣
- 日程第32 議長発議第20号 閉会中の継続審査の申し出について <議会運営委員会>
- 日程第33 議長発議第21号 閉会中の継続審査の申し出について <広報調査特別委員会>
- 日程第34 議長発議第22号 閉会中の継続審査の申し出について
<選挙事務問題調査特別委員会>
- 日程第35 議長発議第23号 閉会中の継続審査の申し出について <議会改革調査特別委員会>
- 日程第36 議長発議第24号 閉会中の継続審査の申し出について
<人権・同和対策特別委員会>
- 日程第37 議長発議第25号 閉会中の継続審査の申し出について <地方行政調査特別委員会>

出席議員（14名）

1番 板井 隆君	2番 仲田 司朗君
3番 雑賀 敏之君	4番 植田 均君
5番 景山 浩君	6番 杉谷 早苗君
7番 赤井 廣昇君	8番 青砥 日出夫君
9番 細田 元教君	10番 石上 良夫君
11番 井田 章雄君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀尾 共三君	14番 足立 喜義君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 唯 清 視君 書記 ————— 仲 田 憲 史君

書記 ————— 加 藤 潤君
書記 ————— 前 田 憲 昭君
書記 ————— 石 賀 志 保君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 坂 本 昭 文君 副町長 ————— 藤 友 裕 美君
教育長 ————— 永 江 多輝夫君 病院事業管理者 ——— 田 中 耕 司君
総務課長 ————— 森 岡 重 信君 財政専門員 ————— 板 持 照 明君
企画政策課長 ————— 谷 口 秀 人君 地域振興専門員 ——— 長 尾 健 治君
税務課長 ————— 分 倉 善 文君 町民生活課長 ————— 加 藤 晃 君
教育次長 ————— 中 前 三紀夫君 総務・学校教育課長 ——— 野 口 高 幸君
病院事務部長 ————— 陶 山 清 孝君 健康福祉課長 ————— 伊 藤 真 君
福祉事務所長 ————— 頼 田 光 正君 建設課長 ————— 頼 田 泰 史君
上下水道課長 ————— 真 壁 紹 範君 産業課長 ————— 景 山 毅 君
監査委員 ————— 須 山 啓 己君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（足立 喜義君） 起立願います。おはようございます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（足立 喜義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

6 番、杉谷早苗君、7 番、赤井廣昇君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（足立 喜義君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 5 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3、議案第 5 2 号、平成 2 2 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件については、総務経済常任委員会を主体とする連合審査でありますので、初めに総務経済常任委員長から報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 議案第 5 2 号、平成 2 2 年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、総務経済常任委員会に付託されました案件について御説明いたします。

この案件であります、賛成多数で認定すべきと決めています。賛成者は 5 名、反対者は 1 名でありました。

反対の主な理由を述べさせていただきます。22 年度は黒字決算、そして、基金として積み立てられている。NPO なんぶ S A N チャンネル、これは町営で事業を行うべき。振興区の活動、防災コーディネーター役員、これは会長、副会長であります、役員。協議会の経費、活動がわかりにくい、これは約 6, 4 0 0 万の事業費が計上されているというふうに述べられました。もっと有効にこの事業費を活用すべきという理由で反対の意見が出ました。

賛成の意見といたしまして、決算は単年度で黒字だが、地方債、これは普通会計であります、地方債は 8 4 億 4, 6 1 6 万 5, 0 0 0 円もある。基金として積み立てても大切。交付金も減ってくる。将来のツケを回さない努力が必要である。それから、災害に対する防災コーディネーターの対応は十分と考えている。協議会の活動は、確実に町職員の減につながる十分な協議会の活動だと考えています。防災コーディネーターも見守り活動等に十分行っているという理由で賛成の意見が出ました。以上です。

○議長（足立 喜義君） 続いて、民生教育常任委員長、景山浩君の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第 5 2 号、民生教育常任委員会所管について御説明を申し上げます。

審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しております。賛成が 4 名、反対者が 2 名ございました。

反対の理由といたしましては、同和対策の予算がこの中に盛り込まれておりますが、国では既

に終了しております。運動団体に対する300万円の補助等がまだこの予算には残っておりますが、一般施策に移行すべきであり反対である。また、給食センターの委託料につきましては、当年度新たに委託の範囲が広がった関係で、それまでは1,700万円の15%が事業者側に本社経費として払われておりましたのが、17%になっている。さらに、保育園の保育士の配置基準が、従来は国の基準よりもさらに配慮をされた基準、町独自の基準となっていたものが、国の基準に統一をされて配置数が減っているといったようなことから、本決算には反対であるという御意見でございました。

賛成意見の主なものといたしましては、成立をしております予算に対して適切な執行が行われています。また、同和対策は目に見えない心の面が非常に大きく、まだまだ必要である。そして、給食センターでは、トータルの経費としては低減になっており妥当である。保育士の配置基準の件は、複数で子供たちを見るので、特に厳しくなっているという問題ではないといったようなことを上げて賛成という意思を表明されました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾です。所轄は、私は民生教育常任委員会に所属しておりますので、決算の審査についての質疑は総務経済常任委員会の方へお聞きしますので、よろしくをお願いします。

まず、1つ目なんですけども、職員の福利厚生事業として22年度の実績の中で、一般ドックは7人、そして、セットドックが11人、この中で一般とセットの違い、この内容をまずお聞きします。

それから、現在職員の休職者の人数と、過年度の人数は何人だったでしょうかということ。あわせて、この休職者の中のメンタル的な方は何人であったかということ。このことをまず1つ目に聞きます。

2つ目として、広報発行事業。通信運搬費増額の内訳、10万円前年度とふえております。このふえた内容は一体何だったのかということ。このことが2つ目であります。

そして、3つ目、鳥取大学連携事業。11月10日に大国、法勝寺地域振興協議会の検証の結果、このようなことがあります、どういうことでしょうか。この中の結果をお聞きしますので、よろしくをお願いします。

4つ目、地域振興協議会交付金事業。公平性から行政文書は行政の責任で届ける原則からすれば、伐株集落への過年度分の配布手数料を支払うことは当然であり、この考えについて行政側の

説明はどうだったでしょうかということなんです。

5つ目、町税補てん金。納税者の責によらない、ふえた分ですね、いわゆる過誤納の原因は一体どうして起こったのかということです。

6つ目、防災コーディネーター育成経費ですね、この違い。は、それぞれの地域振興協議会によって経費が違っておりますね。それぞれの協議会の考えの要求に基づいて、このように説明にあったんですが規則はどのようなのか、その内容を示していただきたい。

7つ目、税務が行いました全棟調査による固定資産の税額は、実施前の後と後、このようにどのように変わったのか、ふえたのか減ったのか、この結果をお聞きします。以上、7点、よろしくお願ひします。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 亀尾議員の質問にお答えいたします。事業報告書のページ数が言っておられませんので、ページ数を気がつかれた方は教えていただきたいというふうに思います。

まず、最初に質問されました一般ドックとセットドックの違いであります。これは一般総合検査、それと、3つの科目が追加されたものがセットドックであります。一般ドックといいますのは、診療、身体計測、眼科、耳鼻科検査、呼吸器系検査、循環、消化器、肝臓等、血清一般検査、それと、もう一つ代謝系調査、血清学的調査等が一般検査というふうになります。そして、これに婦人科検査、前立腺、あるいは脳検査、これを加えたものがセットドックというふうに言われています。よろしいでしょうか。

それと、メンタルの面の質問もたしかあったと思いますが、職員の休職者の人数ですね、でしたですね。22年度は3名、このうちメンタルの点で休職されてる方は2名。それから、23年度は3名、これもメンタルの点で休職されてる方は3名です。

それから、次は何でしたかいね。（「18ページ」と呼ぶ者あり）18ページですか。（「広報発行です」と呼ぶ者あり）約10万円の増額ですね。このうち9万2,000円が下阿賀地区のメール便の料金が計上されて増額となっております。

それから、伐株地区の件であります。これは伐株地区の区長さんのお話の中で配布料は要求しない、ボランティアで町からの資料等を配布するというお約束で今まで来ていたそうあります。今回からは振興区の方から配布料を受け取るというぐあいにお話がついてるとのことです。課といたしましては、過去の分につきまして約束ができておりましたので、配布料をお支払いすることは考えていないという答弁でありました。

それから、何がありましたかいね。（「次が鳥取大学の連携事業のことです」と呼ぶ者あり）何ページでしたかいね。（「67」と呼ぶ者あり）67ですか、済みません。これは11月の10日に鳥取大学の福山教授が振興区の訪問を受け、事例の聞き取り調査をされたものでありますが、他町の例も参考にしながら、23年度中には報告ができるというふうに説明がありました。聞き取りをしてすぐ報告が出るものではないという答弁でございました。

それから、町税の補てんの分ですね。これは本人の申し出により現地調査を行ったところ、いずれも町道として現在使用されている土地が未登記のために課税がしてあったということですので、還付をしたいということで、するということでもあります。

それから、全棟調査の事後、前後、事後との件であります。これは個別計算による税額計算は行っていないが、平成23年度で単純計算による全体の固定資産税額は、評価漏れ家屋評価2億5,505万5,000円から損失家屋評価額4,162万2,000円を引きますと、差し引き評価額は2億1,343万3,000円となります。これに税率1.4%を掛けますと、固定資産税額は約300万円となり、これが全棟調査による増収見込みというふうに説明を受けました。

それと、防災コーディネーターの件ですね。これは防災コーディネーターの賃金というのは各振興区一律14万9,800円であります。これに社会保険分、これは40歳以上の就業者は介護保険料等の増額があり、また事務費が協議会によって異なるために若干の給与の増減がありますが、基本的には報酬14万9,800円、これで同一であります。以上で終わります。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 答弁ありがとうございました。再度お聞きしますので、よろしくお願ひします。

2つ目に質疑をかけました広報発行の分ですね。確認なんです。いわゆる下阿賀地区は郵送に切りかえられましたね。そのための10万円のうちの増額に値すると思うんですが、この点については私の再度確認のためにお聞きしますので、どうだったのか。そのとおりなのかどうかということなんです。

それから、3つ目の鳥大との連携なんです。これは結果が出ましたら、すぐに出せないわけですけど、結果が。出たらすぐ、やはり広報というかそういうことをされるのかどうかのことを聞いて確認されておれば、どうだったのかということをお聞きしますので、よろしくお願ひします。

それから、4つ目の伐株に対する区長さんからそういう約束をしたということだったんですけ

ども、私も……。これ討論の中で言いましょうか。これ確認されたのか、区長さんと。そのことがどうだったのか、委員会としてされたのかということも、どうだったのかということをお聞きします。

それから、5つ目のいわゆる町税の補てん分ですね。私が思うのは、いわゆる現地調査をしたら未登記であったということなんですけども、町道にされる場合は所有者が寄附で出されるのと、それから、あるいは買収によったのではちゃんと登記がその時点で終わってるのが普通だと思うんですけども、そこら辺で担当の方ではどうなったのかということがよくわからないので、その点について聞かれたのかどうなのかということをお願いします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） まず、下阿賀地区の9万2,000円ですね。これはメール便にしたので、それだけの事業費がかかったということであります。

それから、伐株地区であります。これは説明しましたように区長さんとのそういうお話の中で行われたことありますので、区長さんに私は当委員会として確認は行っておりません。これは課の方の説明で十分だろうというふうに考えています。

それから、課税の件なんですけど、地籍調査をしてわかったというような説明でございました。（発言する者あり）これに関しては各地域で町道となっているのに個人の名前で存在してる土地があるのは事実であります。現に上阿賀地区、私の住んでいます場所からちょっと法勝寺寄りに寄ったところなんですけど、今、町道となっていますが、依然として個人の土地というのがあります。それは何々さんの道路というような名前がついてる面があると思いますので、そういう漏れがあるのは、そういう地籍調査をして初めてわかったというようなことがあるのではないかなというふうに思っています。

それから、福山教授の振興区に対する聞き取り調査であります。当然、結果が出たら広報等なりできちんと報告されるというふうに考えています。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 1点だけお願いします。私、法勝寺庁舎のエレベーター設置事業につきまして、この事業は昨年、22年の2月補正で突然出てきたんですけども、この財源が地域活性化・きめ細かな交付金を主な財源としております。4,600万円がその主な財源で、総額が5,780万という予算が2月議会で議決をされていますけども、この使い方の妥当性については、片山総務大臣は交付金の使い方について住民生活に光をそそぐ交付金という、これは光

ですけれども、地域活性化のための自治体向けの交付金というものを総枠、国全体で2,500億円と光をそそぐ交付金で1,000億円、合わせて3,500億円というものを組みまして、それまで地域に光が当たっていない分野に充ててほしいということだったんです。そういう国の交付金の目的から見て、今回のエレベーター事業が妥当なものかという審査について、議決はされておりますけれども、決算のときには改めてその問題も検討されなければならないと思いますが、委員会としてはどのように審査されましたでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。（「44ページ」と呼ぶ者あり）

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 44ページですか。これはこの事業が行われるときに十分な審議、あるいは討論をしておりますので、改めてここでその件に関して是非はとってはおりません。確かに、地域細やかな何がしの交付金であります、天萬庁舎に改築でエレベーターが付きまして、住民の方に非常に喜んでいただいております。これはホール、あるいは2階等を利用するときに、どうしても足の悪い人というのはつらいわけですが、そういうのが解消されて喜んでおられます。この法勝寺庁舎におきましても、議場の傍聴、あるいは2階等への上りおり、これに対して非常に不便を感じておられる方もたくさんありました。特にこの議場におきましては、エレベーター等をつけて障がいのある方も、あるいはお年寄りの方も、たくさんの方に来ていただきたいという思いを私たち旧西伯町時代の議員はみんな思っています。それがこの交付金によってやっと実現するというところでありますので、私は何ら交付金の目的外に利用されたというふうには感じておりません。むしろエレベーターがつくのが遅かったのではないかなという認識を持っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私、2月補正のときに住民からの要望があったのでしょうかという質問しましたら直接はなかったというふうに聞いておまして、いかにも唐突だったんですね。私、そのときも……（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 植田議員、決算について質疑をしてください。予算の時点は終わっておりますので。

○議員（4番 植田 均君） わかりました。そういう交付金の目的の審査を深めていただきかったなというふうに考えるわけですが、委員長は十分目的に沿った審査であったという結論を出したということですので、私は討論でまた深めたいと思います。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 非常に異質な質問でありますので、答弁に困るわ

けであります、さっきも言いましたようにこの議場に上がるのにエレベーターというのは私たち旧西伯町時代出身の議員はみんな思っていました。そして、そういうことは住民の方ともお話をしております。そして、こうして旧西伯町出身の議員としてここに立たせてもらっておること自体が住民の声を反映しているというふうに私は感じております。何ら予算を無理やり使ったということではなく、適切な事業計画にのっとった事業だというふうに思っております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

3番、雑賀敏之君。（「所轄だで」「両方だよ」と呼ぶ者あり）

○議員（3番 雑賀 敏之君） 民生教育常任委員長にお聞きいたします。3点お願いいたします。

まず、1点目は、南部町同和対策推進協議会に補助金が242万9,198円支出されておりますが、この内訳についてお聞きされておればお聞きしたいと思います。

それと、保育園の保育士の配置基準が22年度に町独自の配置基準から、国の基準に格好としては引き下げられた格好になっております。これについて保育士の人数に変動があったのか、あったならばお聞きしたいと思います。

それと、4番目に給食センターが委託をされましたんですが、これについて平成21年度と、それから22年度の本社経費、なぜならば、なぜ聞かかかという本社経費の手数料が15%から17%になったというような一応話が出ておりますけど、それについて詳しく聞いておられましたらよろしくお聞きいたします。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 雑賀さん、ページは。（「ページはね、555か」と呼ぶ者あり）

○議員（3番 雑賀 敏之君） 給食センターが556です。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） ちょっと休憩します。

午前9時28分休憩

午前9時31分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

5番、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。まず、234ページの協議会の242万9,000円の中身ですが、これは各種研修、会合等に何回も出ておられます。その旅費、参加料等ということで、どこに何回、何人出ておられるといったような細かいところまでは確認はしていません。そこのあたりは推進協議会さんの方が自主的にきちんと運営を

しておられるというふうに考えております。

それと……（発言する者あり）それぞれのすみれ、つくし、さくら、ひまわりの保育園の配置基準の変更に伴う人員の変化につきましては、トータルのものをどうなったかということは確認をしておりません。

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午前 9 時 3 3 分休憩

午前 9 時 3 3 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 202 ページに過去 5 年間の入園児数、これはすみれですが、これがついておりますので、この人数に応じた配置になっているものというふうに委員の皆さんは認識をされているところでございます。

556 ページの給食センターでございますが、22 年度から新規の委託業務、燃料費の負担から車両の維持管理、給食配送車のリース契約ということで約 1,009 万円がふえているということでございますが、これはそれまでの業務と中身が違ったために計算の式が新たになったものというふうに認識をしております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 3 番、雑賀です。私はまず、議案第 52 号、平成 22 年度一般会計歳入歳出の決算について、反対の立場から討論をいたします。

まず、歳入歳出の中身なんですが、先ほどもありましたように平成 22 年度の実質単年度収支は 1,328 万 4,268 円の黒字です。基金の状況は、財政調整基金だけをとってみますと平成 22 年度末で 5 億 8,813 万 9,838 円という状況です。

まず、反対の理由の 1 つ目なんですが、なんぶ S A N チャンネルを 5 月から N P O 法人に運営を委託し、広報なんぶ作成業務委託料 232 万円、番組制作放送業務委託料 957 万円、行政無線管理委託料 196 万 250 円の合計 1,385 万 250 円が支出されております。今回の台風

12号の災害に対しての対応が不十分と町民から苦情が多く出ています。このことから明らかに、なんぶSANチャンネルの運営は町直営でやるべきだと考えます。

次に、地域振興協議会の事業は、公民館事業、町事業が多く含まれております。防災コーディネーターの活動も住民にわかりにくいということが出ております。地域振興協議会への交付金3,749万2,696円、会長、副会長報酬1,077万7,200円、防災コーディネーターが1,787万2,693円の合計6,614万2,589円もの税金が使われております。これに対して費用対効果が見えません。

次に、法勝寺庁舎のエレベーター設置事業は、地域活性化・きめ細かな交付金を使っての事業であります。この事業の多くは23年度に繰り越しをされておりますが、今町内業者の多くは不況で仕事がありません。この交付金は、本当にきめ細かな事業にするべきだと思います。例えば要望の多い生活に密着した防犯灯の設置、道路の補修等に使うべきであると考えます。

このようなことを理由に議案第52号、平成22年度一般会計歳入歳出の決算について反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 議案第52号は、今いろいろと反対者の意見が出ましたが、まず、NPO法人なんぶSANチャンネルということもありますが、これは法人を立ち上げてひとり立ちをして、これからいろいろと模索しながらしっかりと自立の道に向かっていくということで、先ほど台風の12号の話など出ましたけども、それはやはりそういう意見が内部でもあったりいろいろあります。それは初めてやることですので、それを踏み台にしてこれから徐々によくなっていくということを期待するのが本当じゃないでしょうか。それは一遍になることじゃありませんので、それは皆さんが苦言を呈するなり、助言をするなりしながら成長していくものだというふうに思っております。

それから、法勝寺庁舎のエレベーターですが、これはその仕事をすることによってすそ野がエレベーターでとどまらないということを考えてもらわないといけないというふうに思っております。町内業者の方であったり、西部地区の業者の方であったりするわけで、これはそういう不況に対することも今までもやっておられますし、これからもやっけていかれると思います。ですから、エレベーターについてはそういう交付金が出た折にエレベーターを、今まで西伯のときからエレベーターが必要だというふうに言われておりましたので、そちらに充てて西部地区の業者の方にとっていただいてすそ野、いわゆるその費用で景気が戻るわけではございませんが、少しでも足

しになればというような話もあったというふうに思っております。その必要性については、会見側の方は余り御存じないかもしれませんが、行政調査などで来られたら3階、税の相談は2階ということで頻りに2階と3階の利用が多いわけです。また、行政調査などに来られますと、エレベーターはどこですかと車椅子の議員さんがおられるわけです。エレベーターはどこにありますかいねという話があるわけです。いや、うちはありませんのでということで、総務課が三、四人かかって3階まで車いすと本人さんと一緒に持ち上げるというような作業があったわけです。これからもあるというふうに思いますし、議員の皆さんも大分足腰が弱くなってきてなかなか3階まで上がるのが大変ではないかなというふうに思っております。特に、細田議員などはいつもふうう言っておられますので……（「何で名前出す」と呼ぶ者あり）かなり足腰に負担がきてるというふうに思っております。したがって、庁舎エレベーターにおいてもそういうことで、しかるべきときにしかるべきものがつくということで喜んでおるところでございます。

防災コーディネーターとかいろいろありますけども、防災コーディネーターもこの間の台風の時点で全員招集をかけていろいろと活躍をしていただいておりますので、決してむだなお金を使ってるということではありません。

それと、決算の中には人件費、いろいろのもろもろなものが入っております。したがって、議案第52号は、賛成すべきということでございます。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第52号、平成22年度一般会計決算の認定について、反対の立場から討論します。

1番目の理由といたしましては、先ほども法勝寺庁舎のエレベーター設置で5,780万の予算を22年度決算では157万5,000円の設計額の部分払い分が決算で出てきているわけですけれども、総額5,780万円。そのうち4,600万円が地域活性化・きめ細かな交付金を財源としているという点で、やはり地元の産業、農業、商工業振興、それから、いろんな住民の皆さんのきめ細かな要望に対応すべきだと、そういうための予算だということでこの使い方には疑問を持たざるを得ません。

2つ目には、地域振興区に関するものであります。先ほども雑賀議員がお金の総額については言われましたので繰り返しません、地域振興区ができる前は区長報酬を直接支払っておりました。17年の段階でその総額は1,054万4,000円というふうに確認してまいりましたが、その後、地域振興区が制定されて区長制度は廃止されました。そして、振興区が住民の要

望の取りまとめを集約するというようなことをやってきたわけです。そして、公民館の機能も大きくさま変わりしてまいりました。今では、町の公民館の職員は2名体制だと思います。町長は、振興区のこの4年が経過しておりますけれども、新しい公共の場、共同の場として4年間やってこられたわけですが、果たして住民にとって新しい公共と言えるような公共サービスが提供できているのか、住民に喜ばれて歓迎されているのかということに対して疑問を持たざるを得ません。条例上の組織とはいえ、任意団体であります。地域振興協議会が、役場がやってきた仕事をおろすというような発想、そこに根本的な誤りがあるのではないのでしょうか。そのことを指摘したいと思います。

3番目には、同和対策事業です。同和対策事業は、昭和44年に同和対策特別措置法が施行されて、平成14年まで総額16兆円の対策がされて格差は基本的には是正され、国の法律も失効しています。ところが、町はこの施策を続けております。南部町同和対策推進協議会に先ほど雑賀議員が質疑をかけられました運動団体の旅費とかに242万9,198円補助金が出されております。そして、鳥取県の同和対策費補助金と合わせた同和対策費という名前のついた予算でも1,272万円余りが支出されております。同和対策事業というものは、そもそも周辺地域との生活環境や就職、進学などの格差是正のための事業でありました。本来、そういうものです。これを継続するのであれば、その根拠を説明する必要があります。いつも問題になりますが、差別意識というものは誤った偏見によるものでありまして、それを正すのは基本的人権を基本とした民主的学び合い、社会教育でなければなりません。同和対策事業は終結して一般対策の中で垣根を取り払い、町民融合を目指すべきだと考えます。

4番目には、保育園の保育士の配置基準を引き下げた問題です。これまで2歳児には4.8人に1人だったものを6人に1人、1歳児には4.5人に1人だったものを6人に1人、ゼロ歳児は2.4人に1人だったものを3人に1人に引き下げました。国の基準ということですが、国の基準というのはこれ以上下げてはならないという最低基準であります。これによって、平成22年度で非常勤保育士さんの給与で見ますと、対前年比で2名分程度の賃金が減っておりますので、2名の臨時保育士さんの正確には出入りがあると思いますのではっきりした数は把握できませんが、いずれにしても給与費が減っております。そして、これに対しまして配置基準を下げる理由について説明を加配に対応するという説明でありましたけれども、これは以前から加配に対しては必要があればちゃんとその加配には対応しているわけで、基準を下げる理由にはならないわけでありまして、22年度でこの基準を引き下げたということは、民営化を目前にして人員削減ということが地ならしされたということにつながるのではないかとということもあわせて指

摘しておきます。そしてまた、この配置基準の引き下げは子供たちの発達保障よりも、より安上がりの保育ということを優先するという考え方に立ったものではないでしょうか。そして、保育園に働く短時間の非常勤の保育士、非常勤職員の方々の待遇も大変低いものでありまして、労災保険だけで社会保険もなければ雇用保険もない、こういう状況は改善が求められるのではないのでしょうか。

そして次、5番目には、給食センターの委託費の問題です。西伯給食センターは、委託契約更新でこれまで委託料に入れていなかった光熱水費、水道使用料など委託料の中に入れ、結果、21年度委託料が1,770万3,000円であったものから、22年度は2,779万3,500円と1,000万円を超える値上がり、これは単純にはいきませんが、水光熱費や下水道使用料などを入れております。しかし、ここで問題になるのは本社経費の計算でありまして、すべて掛けたものに対して本社経費を幾ら取るかということが21年では15%、22年度では17%というふうに計算されております。それを計算してみますと、それぞれが230万9,086円から410万8,604円で、その差額は179万9,518円になると思います。このような委託の範囲を広げることによって、業者のもうけの部分をつやしてあげることによって結果としてなっているということをおっしゃなければなりません。

以上のような点から考えまして、問題が多いと言わざるを得ません。以上の理由から反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君） 10番です。賛成の立場で討論をしたいと思いますが、反対討論で細部についていろいろ反対意見がありましたので、私はまず大まかな決算を審査してみたい意見を申し上げたいと思います。

まず、22年度決算の中で歳入の決算額は74億7,792万4,561円でありまして、歳入に占める自主財源比率は21.5%、依存財源比率は78.5%であります。この経済不況の中、国の財政基盤が非常に厳しい中、歳入、歳出ともに規律ある財政運営が求められており、町民の皆様のさらなる説明と御理解をいただくことが大切であると認識しておるところでございます。

歳出の性質別内訳は、義務的経費が人件費で前年度対比7.5%減、扶助費が21.3%の増、公債費は1.7%の増、投資的経費は2.2%減であります。前年度から継続して行われました教育施設の集中的な改修等により、早期に完成していくことは町民の皆さんともに大きな喜びでありまして、これは大きく評価したいと思います。物件費につきましては、図書館費、また積

雪によります除雪機の借り上げが増加しておりますが、これも図書館等は幼児、子供たちの健全育成、また積雪の対処は子供たちの通学、また町民の皆さん方の生活道路の安全確保にこれは不可欠であると物件費の増も理解ができるところでございます。補助費等は、病院の補助金、また介護対策、災害対策、地方バス対策、上水道の補助等、24%の増であります。これも住民の生活に直接関連したものでありまして、全体的に考えますとまず人件費の抑制がなされた。そして、公共施設整備の計画的な推進が達成。そして、幼児、老人、身障者等に対する福祉施策の推進が図られた決算であると認識しております。

また、先ほどSANチャンネル等の反対意見も出ましたが、御存じのようにSANチャンネルは多くの役員、技術さん方は無報酬です。皆さんボランティアで一生懸命活動されておりまして、他町みたいに専門の例えば中海等のスタッフでこのSANチャンネルを運営しますと莫大な経費がかかる。こういうこともしっかりと考えて、今ある体制をいかにして改善して住民の皆さんのさらなる御理解いただくかということも議員として私は考えられると思います。

エレベーターの件も出ました。私は、町民の方の御意見を聞いて一般質問を行いました。その方は大変体が不自由な方でありまして、2階の税務申告に行くのも大変苦しいと本当に心からエレベーターの設置を強く願っておられました。多くの住民の皆さんも体の悪い方もたくさんおられます。2階の大会議室、しょっちゅう会議も開かれます。また、3階の委員会室、これも町民の皆さんが多く利用されます。また、先ほど御意見がありました行政調査で他町から多くの議員さんも来られます。私も車いすの方を多くの四、五人で皆さん持って3階まで手伝いをしたこともあります。これから高齢化がどんどん進む中、本当に本気になって、批判はいいですけど、やっぱり住民のために何が必要かということもしっかり考えていくのが必要じゃないかと思っております。業者は西部の業者が落札されました、まだ工事しておられます。町内の住民の皆さんも西部地区でたくさんの方が働いておられます。町内はもちろん大事ですけど、西部地区、鳥取県という大きな目線で見えていただきたい。それが将来の子供たち、若い人の就職の確保にもつながると確信しております。

地域振興区の御批判も受けました。このたびの12号台風で手間山振興区は一晩じゅう電気をつけてパトロールされておりました。私も一緒にパトロールに回りました。何か姿が見えないとかいろんな御意見がありますが、振興区の方は住民の皆さんの前にも出ることも大切ですが、皆さんのわからないところ、裏の方でも一生懸命工夫されております。手間山では、子供たちの通学の安全で白パト隊を結成しております。植田議員もパトロール隊員です、私も隊員です。一人一人がやっぱり自分でできることを手伝って、みんな地域を活性化、地域の安全をそういう気持

ちでもっていただきたいと思います。

同和対策費の反対討論もありました。格差が是正されたということ伺いました。本町にはあらゆる差別をなくす条例もあります。その中で町の責務、町民の責務、はっきり明示してあります。また、本町には人権会議という会議もあります。人権会議の規約を読まれたと思いますが、全議員は人権会議に参加をして研修するときちゃんと書いてあります。ほとんどの議員さんが交代ごとでも人権会議の研修に参加されます。どうか一度でも出ていただいて、現場の声、またはどういう事象が発生しているのか確かめられて、その上で反対討論等をなされるならいいですけど、参加がない、議員として本当に私も恥ずかしい。まだまだ今年度も会議、研修、予定されておりますので、どうぞまた出ていただいて、皆さんの意見、どういう意見が出てくるのか、議員としてしっかりと胸にたたき込んで、議会でもた御意見等を伺いたいと思います。2月の5日には、差別事象の県民集会在鳥取市で開かれました。500人、県、また各自治体の首長さん、教育長さん、職員さん、そして一般市民、町民の皆さんが大きく参加されて、21年度の差別事象の報告を皆さん真剣になって聞いておられました。皆さん、大変驚きと悲しみの表情がありました。同和地区ばかりでなく、今は身障者の方も厳しい差別を受けます。身障者施設の撤去ということもその事象の中で報告されました。どうぞ現実を見て、本町にはもう本当に何も差別がないのか、皆さんが安心して暮らせるのかということをもっと本気に考えて発言していただきたいと思います。

16年度合併、10年後から合併算定の交付税が減ってきます。そして、15年後には今より4億円の金額が現実落ちてきます。さらには人口減による交付税の減少も考えられて、約5億円の減少が31年度から現実が始まります。職員の体制も合併前の180人、これが徐々に減ってきて今は130人体制、理想に近づいてきました。これからさらなる減少が厳しいかと思いますが、そのために地域振興協議会等、いろんな町民がみずからできることをやっていくという体制で南部町が今動いております。どうぞ、将来子供たちにツケを残さない、子供たちが安心して愛する南部町、ずっと住みたいという気持ちをますます元気になっていただくように、私も議員としてこれからもしっかりと意見、また前向きに活動していきたい、そういう思いを込めて第52号に賛成討論といたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾です。私は、この議案に対して反対する立場から討論いたします。

まず最初に、このたびの決算なんですけども、総論で言いますと、評価すべきことからまず言

いますけども、決算全般についての評価ですが、いわゆる実質単年度収支は1,328万4,268円黒字なんですね。私はこの黒字、赤字より黒字の方がいいことは決まっておりますが、しかし、黒字を出したこの評価ですということの前に、今、町民の多くの人は給料の削減だとか、あるいは年金の引き下げで、いわゆる所得の低下、このことで家計のやりくり大変苦勞をされてるわけですね。そういう中からいえば、この黒字を残した金額、これを生活支援の方へやっぱり回すべきである。例えて言いますと給食費の負担を減らすだとか、あるいは国保が今非常に大変な状況で、この中で非常に苦勞されて払っておられる。そういう中で、財源をそっちの方へ繰り出してでも負担を減らしていく、この姿勢が非常に大切だということをまず指摘しておきます。そのことを含めて、私はこの決算の認定には反対するものであります。

さて、具体的な例を二、三述べます。まず、地域振興協議会交付金、この中でいろいろ先ほど反対で植田議員、雑賀議員が申し上げましたが、私は特に先ほど総務委員長にも質問いたしました。いわゆる公文書の配布についての問題であります。私は、ここに1つ資料としてあります。質疑の中でも申し上げたと思うんですけども、8月18日に企画政策課長から、下阿賀の方がいわゆる文書配布について、なぜ私の方へくれないのかということからに対する質問というんですか、意見が出されてこのような回答があります。行政文書の配布、行政文書の配布料のお願いについては以下のとおりでございます。行政文書の配布は、地域協議会発足時に地域振興協議会の必須の業務として町から振興協議会に委託し、振興協議会が事業主体として行っている。まず、これは公文書をいわゆる植田議員も触れたんですが、町長は条例上でこれは任意団体ではないと言ってるんですが、しかし、入ってないところもあるわけです。いわゆる下阿賀、伐株、これを条例上で任意団体でないのはほかにありますか。ほかに私も、町でいろいろそういう団体のひもといてみますけども、条例上だから任意団体ではないというのはどこにもありません。まさに事業主体として町がこのようなことをやるべきことは、まずおかしいということ指摘せざるを得ません。そして、さらに文書を続けますが、町では地域振興協議会に行政文書配布手数料をお払いし、各地域振興協議会ではそれぞれに文書配布手数料を決めて各集落に支払っておられます。つまり、町が責任持って、いわゆる何世帯だからどうだということを実行してそこを点検されているのか。この文書を見ますと、各協議会はそれぞれに文書配布手数料を決めてやってるということなんですね。つまり、裏返すと、一律ではないということでもあります。さらに文章が続きますが、下阿賀区におかれましては天津地域振興協議会から文書配布手数料を受け取れないとされており、町としては文書配布料を地区にお支払いするすべがございませんという。とどのつまりは、先ほど質疑の中でも言いましたが、通信運搬費の増額、内訳10万円の

中の9万2,000円が郵送代になってるんです。なぜこんなむだなことをするんですか。私は、このようなやり方をすると非常に住民に対する不信感が強まる。このことを指摘します。

それから、もう一つ、伐株の地区であります。これは初日の質疑の中で、4月からなられた区長さんはこれを、金額を受け取っておられるということなんですね。以前の区長さんはボランティアでやってたという、約束だったということをおっしゃった答弁があったですね。それで、私は以前の区長さんに問いました。とどのつまりは、事の発端は何かというと、つまり、地域振興区からの協議会からお金を出すからそれを受け取れということだったということ、そういうことはうちに入ってないから、だから受け取られない、こういうことなんです。つまり、これは私は公務サービス、これは税金で公平に行うものでありますね。すなわち、こういうことをやられると、今の新たに集落ごとの差別を行政みずから行っていることですよ。町が出す公文書は各世帯に責任を持って届ける、これが本分であれば、こういうように地域振興協議会を経由して払うんだなということもあってのほかである。このことを指摘します。私は、このようなことはやめて、直ちに今の仕組みを変えて行政が直接集落に配布する、配布文書の手数料を払うことをやるべきだということを指摘しておきます。

それから、もう1点なんですが、天萬庁舎の多目的施設化事業に2億5,557万8,800円を投入してされました。私は、住民側からすれば生活に直結する課が今まで1階だったのが2階に上がった、町民生活課は1階にありますけどもね。このように行政がやるべきことは住民の暮らし、このことについての問題点、どうすればいいかということを指導し、またそれに対する支援をする、これが行政の一番の目的であります。これを今までさっと行って1階でできたことを2階まで持ち上げる、まさに住民サービスの後退である。2億5,000万円もつぎ込んでこのようなことをやることは私はけしからん、このことを思います。そのことを指摘しておきます。

それから、同和対策費のことなんですけども、先ほど賛成者の討論の中でこういうことを言われましたね。同和対策費は、私どもが申し上げてるのは同和事業推進協議会にお金が出てる。このようなことが、今、国が格差はなくなったということでもうやめたわけですから、私はこれをやめるべきである。そして、討論の中でこういうことを言われましたね。差別は身体障がい者のこともあると、非常に大きな問題であるということだったです。私は、これは人権の問題でしょ、私どもは言うのは同和に対する格差の問題は、やっぱり今国がやめたんだからそれはやめなさいと言ってるんで、人権の問題と同和の問題をごっちゃにしたらいけません、混同したら。きちっとそれは仕分けして……（発言する者あり）やるということをすべきであるということです。以上で私の……（発言する者あり）ちょっと待った。私の発言中だ、あったら言え。（「これ批判

ですよ」と呼ぶ者あり)ということであって……(発言する者あり)うるさい、発言中だ。

だから、私は以上の認識から、私はこの決算については反対するものであります。以上です。

○議長(足立 喜義君) 6番、杉谷早苗君。

○議員(6番 杉谷 早苗君) 6番、杉谷です。賛成の立場で討論させていただきます。

まず初めに、議会として討論する前に、数字ということについてはあらかじめ知らせておいてほしいというような取り決めがございました。先ほど保育士の新しい規準配置になるについてはどうかということにつきましても、そのような約束が守れておりません。それと、先ほどのことの人権とか同和とかというような問題もございました。このことにつきましても、もともとは同和から始まっていくのが人権でありますので、そのような勉強もしていただいておきたいと思えます。

そこで反対討論といたしまして、先ほど石上議員がおっしゃいましたことですべて……。

○議長(足立 喜義君) 杉谷議員、反対討論ですか。

○議員(6番 杉谷 早苗君) 賛成討論です、済みません。石上議員がおっしゃったことですべて網羅されてるとは思いますけれども、私の立場として一つ、ぜひとも申し上げておきたいと思えます。これは22年度の予算についての認定でございますが、先ほど地域振興協議会のことにつきましているいろいろとおっしゃっておりました。やはり時代によって、それぞれの行政のあり方というものは変わってまいります。私が属しております東西町の地域振興協議会、今までの積み重ねがあってこのたび台風12号に対して素早い対応ができ、住民は本当に安心いたしました。私は、こういうことがなされているということは単年度で見るとはではなく、この積み重ねによって今後15年先には4兆というお金が、交付税がなくなってくるという実態を踏まえますと、やはりできる……(「4億」と呼ぶ者あり)

○議長(足立 喜義君) 杉谷議員。4億。4兆だないです。

○議員(6番 杉谷 早苗君) 4億、ごめんなさい。4億というお金、交付税が入ってこないという実態を踏まえた上で、そこに向かって着々と準備をしていかななくてはならないことだと思います。

それと、もう1点、保育士の配置のことについておっしゃいました。例えばゼロ歳児、2.4から3人になったというようなことも問題視されておりました。確かに1人で3人を見るというのは、預かっている時間中全部見るというのはそれは大変ですが、しかしながら何人かで、例えば6人おりましたら2人の保育士で6人を見る、そして、また給食時には手が足りないというときには園長補佐の先生も入られるというように、それぞれにきちんと工夫がなされております。

国の基準はこれ以上悪くならないというため、それが劣悪な状況ではございません。これ以上悪くならないようにというところで決めてあるものですので、これをだめだというような考え方というのは私はおかしいと思います。

そして、エレベーターの件でございます。私もはっきり覚えております。石上議員が一般質問で、ぜひともここには必要だということをおっしゃいました。そのときに執行部の方としても前向きに検討するとおっしゃいました。ですから、唐突に出てきたことではありません。そして、この事業説明書44ページでございます。根拠法令というところにバリアフリー新法、鳥取県福祉のまちづくり条例、こういうことにきちんと位置づけられております。何ら問題はないと考えております。以上のことをもちまして、私は賛成とさせていただきます。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案第52号、平成22年度の南部町一般会計の決算について、賛成の立場で討論したいと思います。

私は、特に絞って賛成をしたいのが、先ほどから共産党議員団、地域振興協議会のことを本当に3人とも反対だというようなことがあったんですけど、私は、この協議会はこれからどんどん発展していかなくちゃいけない、または協議会が中心となって地域を守っていかなくちゃいけないという立場から、特にこれに絞って賛成の討論をしたいというふうに思います。

先ほど東西町の振興協議会の活動については杉谷議員の方が言われました。私は、特に台風12号の前日に訓練をしておられて、それが即座に役立ったということ、これは本当にすごいなというふうに思いましたし、また西町の坂道の道路を、高齢者がふえていっているこの町をもうちょっと歩きやすくということで、車道と歩道を分けた手すりのついたことをされたというところも本当にすごいなというふうに思いました。それから、天津の振興協議会については、御存じのとおりグラウンドがありますが、そこに雨が降る中を250人の地域の方が集まれてそこに芝を植えられた、その後も芝も順調に育ってるようです。250人ですよ、天津地区から250人の方が参加されたんです。それと、大国の方は、大国まつりや、それから大国の子供会議など、いろいろと地域の中での子供と大人の交流なども中心にやっておられます。それから、法勝寺振興協議会につきましては、法勝寺歌舞伎や一式飾りへの支援、それから、マコモタケの特産化をされたり、それから、これから計画をしておられますけれど、子供の見守りの看板を設置されるということで11カ所に設置も予定して進んでおります。それから、我が南さいはく振興協議会は、ウドの栽培、それから金山米の販売、そして、緑水湖周辺の桜の整備や公園の活用を進めて

おります。それから、あいみ手間山につきましては、先ほど石上議員が話されたとおりだということで事業を進めておられます。それから、あいみ富有の里の地域振興協議会は、農産物の加工施設のえぷろんを使った青空市などをされて、交流の拠点として活性化を進めておられますし、またちょうどきのうでしたか、テレビでも出てたんですけど、バス路線のバスに自転車が載せられるようになって利用の活用を図っていくということで、早速これも動いているようです。そういったことで、各振興協議会とも地域の特徴、また不便なところを選んで地域をよくしようということで頑張っておられます。

防災コーディネーターにつきましても、南さいはくのコーディネーターも台風12号が来ましたときには朝3時半から事務所の方におりまして、そして周辺のパトロール、そして避難された方への周知など、一生懸命動いて活動しておられました。そういったコーディネーターが各地域ともそれぞれ活動しておられたというふうに聞いております。

そして最後に、阿賀、それから、伐株の文書配布のことも言われましたけど、決して町は責任逃れをしてるわけではありません。地域の方と十分に話をして地域の方の意向に沿った対応をしておられるというふうに思います。下阿賀地区については、文書の方はメール便で各家々に届けておられます。伐株については、文書の方、区長さんが配られるということで区長さんの方まで持っていってもらっております。そういったことで、決して責任放棄をしているわけではなくて、逆にそれだけ言われるんだっただらば、地域振興協議会に入りませんかという声かけをぜひしていただいて、一地域に協議会に入ってくださいというようにぜひ声かけをしていただきたいと思います。

協議会には先ほど言ったように、それぞれ活動を続けて地域の発展に、地域の安心と安全のために頑張っておられます。特に共産党議員団は見えないとか言われますけれど、振興協議会の活動を見えないのではなくて、見ようとしていない。わからないのではなくて、わかろうとしていない。そういうことだと思います。もうちょっと活動を一緒に見て、一緒にしてもらえれば……

(発言する者あり) 協議会の、やってるから、だから言えてないでしょ、やってて何かあったんですか。(発言する者あり) そういうことで、ぜひこの52号については賛成をしていただきたいというふうに思います。(発言する者あり)

○議長(足立 喜義君) 2番、仲田司朗君。

○議員(2番 仲田 司朗君) 私は、議案第52号に賛成の立場で討論をします。

まず、第1点は、単年度黒字で1,300有余のお金が黒字になったということでございますが、これは特別職だとか、あるいは職員の給料を減額して、そして血のにじむ努力をしながらやった結果で出たものだとは私は思っております。そして、その中で平成31年度には交付税の一本

算定ということがあって、先ほども話がありましたように4億円近く、あるいは5億円になるんじゃないかというような試算が出ておるような交付税の減額ということも踏まえた中で、基金に幾らかでも入れていかなければいけないというような状況になってきておりますので、これを全部使い切るといふようなことにはならないんじゃないかなと私は思って、そのための予備として基金というのは必要ではないかなと思っております。

それから、エレベーターの話がございました。基本的に私は、南部町は福祉の町を目指してることだと思えます。それはなぜかというと、ユニバーサルデザインということの中で障がいをお持ちの方、あるいは足腰の不安な人たちにも、まず法勝寺庁舎、ここにエレベーターがないってどうするんですか。やっぱりそれがあって、きちっとユニバーサルデザインのまちづくりをするんだということが私は模範をしていかなければいけない。そのためにもいろんな事業施設、あるいは役場の出先にも、そういう障がいのある方にもいろいろな手だてのできるような福祉政策をする一つの拠点のものがここでないかなと。ナショナルセンターになるような格好にしていかなければいけないんじゃないかなと思うわけで、私は必要だと思います。ですから、これは、福祉の町というのは、何も今の坂本町長が急に今ごろ言われたわけではございません。就任当時から言っておられるわけでございまして、私ども議員も一緒になってそれについて取り組んでいかなければいけないということではないかなと思っておりますので、エレベーターのことだけで論議するものではないではないかなと思っております。

それから、最後に、同和対策事業のことでございますが、ハード面は確かに整備が終わりました。しかしながら、先ほどもありましたけど、ソフト面、要は心の教育、そういうものが障がい者教育とか人権教育とかいろいろありますけれども、一番のものは同和対策事業で同じ地域の中で差別をしちゃいけない、そのための心の教育をするためのソフト事業ではないかなと思うわけでございます。ですから、ここは核となって人権会議とかいろんなものも必要になってくるわけですし、そのために大いにいろんなところに行って勉強し、そして、差別のないまちづくりを目指していくためのものだと私は思っておりますので、これは私は必要ではないかなと思って賛成するものでございます。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） 9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 最後、議案52号について賛成討論させていただきます。

高所から今、各個別にはみんな言われました。高所から一言だけ何点か言わせていただきますと、決算というのは要はきちとなつて赤字か黒字か、また来年度に向かつていぐあいになっているか大事なことございまして、一般会計につきましても経常収支比率については去年と比

べて1.9%今回改善しております。また、公債比率も22年度は13.8%で前年と比べて1.4%も改善してます。また、もう一つ、よう議員、共産党言っておりましたが、基金のこと言っておりました。ことし基金が1億5,444万6,000円積み立てられたんです、新たに。まだこれのように頑張っておられた裏づけといいますのは、今回私たち議員、また執行部も見ておられるこの事業報告書の中身、また書いてあることですが、これが課長さん等が、担当課が一生懸命書かれたんですが、この報告書に来年度にもつなげようという意気込みのあるこの中身が書いてあります。事業の評価をしたり、それで実施された状況も全部網羅しております。このように職員が来年に向かって、この件にしてはこのようにやりたいと自己評価もするような報告書になっております。こういう職員がこのような前向きになった報告書決算書というのは、私は最高であると思います。

また、中身についても町民税や軽自動車税、税の徴収率がことし22年度の決算見ますと上がってるんです。このように、この大事などは全部うまくなっております。一番みんなが町民も心配しております。何だかんだ言っただけで夕張になりたくないというのは当然です。この夕張にならないためのいろんな指標があります。判断比率みたいなのですが、全部それはクリアしております。実質赤字比率も赤字でなくて黒字ですので大丈夫。連結赤字比率も全部赤字ではありませんので、黒字ですので大丈夫。公債比率も16.2%、25%がボーダーラインです。それを大いに下回っていると。中身で一番驚いたのは将来負担比率、ここがどこの自治体も大変なところでございますが、我が南部町では前回123%ぐらいだったと思います、21年度は。22年度が81.1%に下がった、将来負担比率が下がった。これをもってすごい皆さんが努力されてこういう決算、事業をされたという評価をせないけんと思います。この大きな原因は、西伯病院の黒字でした。今後ともこれを、黒字を続けていただきましたら、もちろん西伯病院と水道会計でございます。これが黒字になれば我が南部町は夕張のようなことにならないと確信しております。これがすべてクリアしてある決算であったということを認めまして、これはいい決算であったということを報告して、この52号は賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって……（「ちょっと私もさせてもらう」と呼ぶ者あり）（笑声）

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。議案第52号、22年度の一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど雑賀議員が台風12号の対応が悪いという発言されましたけど、これは22年度の歳入

歳出決算でございますので、これはちょっと違うんじゃないかということをもっと言っておきたい
と思います。

この議案は、平成22年度3月定例会で当初予算として提案されたわけです。その後、6月、
9月、12月、3月の定例会、また臨時会で補正提案されて、その都度各議員とも質疑、討論し、
議決してきた、そして執行された歳入歳出決算でございます。また、健全化判断比率、先ほど言
われましたけども、資金不足比率、いずれも早期健全化の基準内である、これは皆さん御存じだ
と思います。私は、そういうことを踏まえて総合的に判断をしまして、また監査委員の審査結果、
そして審査意見を付して認定すべきと考えます。以上であります。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第52号、平成22年度南部町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決い
たします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

ここで休憩をいたします。再開は10時50分であります。

午前10時36分休憩

午前10時50分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

日程第4 議案第53号

○議長（足立 喜義君） 日程第4、議案第53号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会
計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第53号、平成2
2年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査内容を御報告いたし
ます。

採決の結果は、賛成4、反対2の賛成多数で認定すべきと決しました。

出されました反対意見としては、131世帯、7.5%の滞納があり、平成22年度には新た

に3世帯がふえていると。率として高く、国民健康保険税の額が厳しいのではないかと。それと、健康管理センターの補助率を上げたり、一般会計からの繰り入れをふやして税の引き下げを図るべきだという意見で反対ということでございました。

賛成意見としては、健康管理センターはそもそも母子センターであり、今は運営経費の相当部分を国の補助金を充てていると。栄養職も減としており、それでもなお国保事業の一翼を担っている。積立金の取り崩しは、もうこれ以上は難しいのではないかと。現状で認定をすべきであるという意見でございました。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第53号、国民健康保険事業特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

先ほどの委員長報告にもありましたように、本年度の決算では滞納世帯が一段とふえてきたという状況で、本年度の会計には3,100万の基金の繰り入れで基本的には保険料、保険税を据え置いたという中身ではありますけれども、現下の経済情勢のもとでその支払い困難に陥っておられる家庭がふえてきているという状況の中で、私は国民健康保険会計で1名の保健師さんの給与を見ておるんですが、これを社会保険総務費で見ることができないだろうかということも考えました。その部分で財政を軽くし、さらに1億2,000万余りある基金のさらなる取り崩しで一定の保険税の引き下げは可能だと。今、そういうことが求められているというふうに考えて、この決算に対して反対をいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 議案第53号、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の賛成の立場で討論を行います。

先ほど健康管理センターの補助の問題がございましたけれども、委員長の方からの報告もございましたけれども、これにつきましては保健師の給与並びに運営補助について、国の方の補助金、あるいは交付金等で賄っておるといような状況でございまして、これを一般会計にというような御提案がありますけれども、これはこれで補助金をいただきながら運営をしておるわけでござ

いますので、何ら決算に問題はないというふうに私は思っておるところでございます。

また、国保会計を一般会計からの繰り入れという話がありましたけれども、既に一般会計に繰り入れをしておるわけでございますので、平成23年度も新たに繰り入れをしておるわけでございますので、その辺につきましては決算の認定に値するものだろうというふうに思いますので、私は賛成する立場で認定すべきと思っております。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） これをもって……。もとい。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番、亀尾です。議案53号、国保会計の決算に反対するものであります。

私は、この決算の内容ですけれども、現年分の調定額が2億1,416万円ですね。これに対して収入額が1億9,777万460円。未収額が1,639万1,540円で、これは徴収率が92.3%、21年度と比較しますと徴収率で0.3%下がっておりますね。国保税は、皆さん御存じのように税額の算出が前年の所得によって賦課されるという部分が多いわけです。もちろん固定だとかそういった分もありますが、それはありますね。徴収率の低いのは、今日の経済状況から、いわゆる所得が減って払おうにもなかなか払えないという状況、この結果からも収納率が下がってるという、徴収率が下がってるということを考える必要があると思うんです。それで、先ほどもあったんですが、健康管理センター、いわゆるすこやか管理費、保健師の問題ですが、国からの補助があってそれだから、だから当然だということを言われるんです。もともと国保会計というのは非常に窮屈な状況なんですね、運営が。そういう中で、国から来てるからといって100%それが来てるわけじゃないです。国保の会計の中から繰り入れて運営をしてるわけなんです。だから、そういう点からいけば私は当初予算の段階でそのことをやめるべきだと、負担を軽減すべきだということを求めたんですが、この決算でも予算のとおり出してるということ。住民の負担軽減を求める立場から、私はこの決算に反対するものです。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第53号、平成22年度南部町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第54号

○議長（足立 喜義君） 日程第5、議案第54号、平成22年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第54号、平成22年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、審査の結果、全員一致で認定すべきものと決しました。

○議長（足立 喜義君） 委員長報告に対する質疑は……。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第54号、平成22年度南部町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6 議案第55号

○議長（足立 喜義君） 日程第6、議案第55号、平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第55号、平成22年度南部町住宅資金貸付

事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査の結果、賛成 4、反対 2 で賛成多数、認定すべきと決しております。

反対者の意見といたしましては、回収ができず、未収のものがふえており一般会計からずっと補てんをしてきている。本来は、国が創設した制度でもあり、国が補てんをすべきである。一部の補てんだけでなく全額国に補てんを求めていくべきであり、一般会計から支出をされている現状では賛成できないという反対者の意見がございました。

賛成者の意見としては、ただいまの反対者の意見に共感できる部分というのも非常に強いものはありますが、現状、高齢化や死亡等残っているものもあって、そういったものの処分がなかなか進んでいないこと。それと、収入減で払える額は少ない場合もありますが、みずから滞納をしたくて滞納をしておられるわけではなく、少しずつでも相当の方が払って返済をしておられる現状を見て国にも何がしかの対処を求め続けながらも、このたびの決算は認定をすべきであるという意見がございました。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4 番、植田均君。

○議員（4 番 植田 均君） 議案第 5 5 号、住宅資金貸付事業特別会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

この会計は、町が貸し主となって年度ごとの償還金を返済するものでございますが、返済が集まらない分を一般会計から繰り出しているわけでありまして。平成 2 2 年度は 1 6 8 万 4, 1 6 9 円で、会計全体の収入未済額は 8, 2 3 3 万 3, 2 5 6 円となっておりますが、これは貸付資金の元利合計とは別のものではないでしょうか。単なる収入未済を積み上げた金額ではないかと思えます。その辺の確認はできておりませんが、町の貸し手としての認定審査がどうだったのか原因の解明が必要ではないでしょうか。回収率が大変ほかの会計と比べて低いことが明らかです。そして、回収計画を立てて着実な実行が求められると考えます。やはり貸し手としての町の責任というものはあるわけですから、そこをきちんと果たされることを求めて反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 井田でございます。議案第55号、平成22年度住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

これは皆さん御承知のとおり住宅新築、住宅改修、宅地取得の貸し付け事業は終了しております。貸付金の回収、償還事務があり、これに対応する総務費の決算であります。回収については現年度分、滞納繰り越し分とも調定額に達していませんが、電話、訪問などをして返済について話し合いをされ、返済計画の努力をしていただいているようではありますが、現況の経済不況、また高齢化、死亡など厳しいところがあるようですが、分納でもと返済していただく努力をいただいておりますので、私はいろいろとあろうかと思いますが、総合的に判断して認定すべきと考えております。以上であります。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第55号、平成22年度南部町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第56号

○議長（足立 喜義君） 日程第7、議案第56号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第56号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてであります。

委員会で審議をいたしました。賛成者5名、反対者1名で、賛成多数で認定すべきと決しております。

反対の意見であります。水洗化率が頭打ち、分担金の支払いができないことが原因ではないか。何らかの施策が必要であり、対策のない現状に対して反対するものである。

賛成の意見といたしまして、100%の接続率は無理、山間地が低い原因は分担金の金額ではなく、子供が帰って住まない等、状況も考える必要がある。施策は必要と考えるが、現時点では

その理由にはならない。以上であります。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第56号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、反対する立場から討論を行います。

この農業集落排水事業は、後ほど出てまいります浄化槽整備事業、公共下水事業等、名目は違いますが、生活排水とか、そういうものを処理する事業でございます。まず、農業集落排水事業でありますけども、この事業の接続率は平成21年度が85.2%、平成22年度は85.5%の対前年対比0.3%の微増であります。このことの原因を先ほど委員長の方からも報告ありましたけども、ここで大体最近の接続率を見ますと、19年度から22年度まで1.1%の増加であります。ということは、この約4年間で1%しか増加をしてないという現状を見ますと、今いろんところで生活不況とか、それから高齢者問題、非常に生活が苦しい中でなかなか接続率のアップにつながらないというのが現状ではないかと思えます。そこでまず、これに対していかにして接続を上げるということになれば何らかの政策をとっていかないことにはアップにつながらないではないかというぐあいに思えます。

それと、もう一つは、この分担金の納付の問題です。一括納付は一括30万円。それから、分割納付は3回の31万円という、これに私は行政として一括納付と、それから分割納付に対してその差をつけるというのは反対するものでございます。そういうことを理由に、この議案第56号に反対するものでございます。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、この議案56号、南部町の農業集落排水事業、平成22年度の歳入歳出決算について、賛成の立場で討論をいたします。

委員会の中で審議も十分いたしました。接続率、先ほど反対でありましたけれど、確かに4年間で1%の伸びということですが、全体を見ますと85.5%ということで町民の方の8割5分の方は接続をされている。まだされてない方は、先ほど委員長の方で賛成討論の中でも説明がありましたように各それぞれの家庭の中での家族構成とか、そういったような事情があつてつなげ

ても意味がないわけじゃないですが、つなげる必要がないんだという方も、これ100%ということは絶対無理なことであるというふうに思いますし、この接続率85.5%、ここまで接続はされている。また、接続率のアップについても評価の中で書いてありますが、広報なんぶやSANチャンネルを通じて接続を促す広報も続けておられるということも評価をいたしまして、この議案第56号に賛成の立場で討論をいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第56号、平成22年度南部町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第57号

○議長（足立 喜義君） 日程第8、議案第57号、平成22年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第57号、平成22年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、委員会で審議の結果、全員一致で認定すべきと決めています。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第57号、平成22年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がありますので、起立により……（「もとい」と呼ぶ者あり）もとい。（発言する者あり）ちょっと前に返ります。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第57号、平成22年度南部町建設残土処分事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第9 議案第58号

○議長（足立 喜義君） 日程第9、議案第58号、平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第58号、平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

当委員会で審査いたしました。賛成5名、反対1名、賛成多数で認定すべきと決しております。

反対者の意見であります。これは議案第56号と同じような意見でありました。接続率が54.5%の解釈。接続率を高めていくなれば何らかの施策が必要である。

賛成の意見といたしましては、56号での賛成意見とほぼ同じ意見ですので、省略させていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、議案第58号、平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対する立場から討論を行います。

これは先ほども申し上げましたが、生活排水等の処理をする施設でございます。町長は、22年度の提案理由の説明の中で、重点課題として推進するというぐあいに説明をされておりますが、現実を見ますと接続率が22年度、54.5%、整備率が54.7%と低迷をしております。やはりこれには先ほども申し上げましたが、何らかの原因があって約半分にとどまっているというぐあいに思います。これはやはり何らかの町として施策をとらなければ、これ以上なかなか整備率についても19年度から22年度では約9%、それから、整備率は約7%上がっておりますが、やはりこれもだんだんだんアップ率が下がってきております。そのようから見れば、ここで何らかの施策をとって、町長も22年度当初に重点課題として整備を進めていくというぐあいに言っておられますので、ここで何らかの施策をとってやらなければならないというぐあいに思っております。

それと、分担金等の問題につきましては、やはり先ほどの農業集落排水と同等の意見で反対いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、議案第58号、平成22年度の南部町浄化槽整備事業特別会計の歳入歳出決算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど施策ということ、町長の施策ということ、話をありましたが、これは26年度まで補助対象を延ばすということで、施策の方も考えの中で十分打ってきているというふうに評価もいたしますし、また接続率も確かに全体としては54.5%ですが、前年度と比べますと5%ふえてると、今までにない伸び率が出ているということで、十分この施策の対応がなされているというふうに思い、賛成の立場で討論をいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第58号、平成22年度南部町浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第 10 議案第 59 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 10、議案第 59 号、平成 22 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第 59 号、平成 22 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましてではありますが、委員会で審査の結果、賛成 5、反対 1、賛成多数で認定すべきと決しております。

反対、賛成の意見は、議案第 56 号、58 号と同じような意見でしたので、省略させていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3 番、雑賀敏之君。

○議員（3 番 雑賀 敏之君） 議案第 59 号、平成 22 年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

基本的には農業集落排水、浄化槽整備事業と同じでありますけども、この公共下水道事業は他の下水道関係に比べまして 87.7%と一番高い接続率でございます。ただ、とはいえ、やはりこの下水道使用料金が非常に高く、なかなか払えないという方もふえてきております。そのような中から、やはり先ほど言いましたように分担金の問題、施策の問題をつけて、反対の立場をとらせていただきます。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。私は、議案第 59 号の決算について賛成の立場で討論いたします。

賛成の理由は、先ほど 2 つありましたものと全く一緒なんですけど、また、この上下水道についてはコンポストということで南部町を含めて、あと日吉津村、大山町と 3 つの町で運営してるコ

ンポスト事業、西伯みのりの郷ということで、そういった事業もあわせて行われております。やはりこういった事業も大事な事業であって、これも推進をしていかなくちゃいけないという立場から、賛成の立場で討論ということで終わりたいと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第59号、平成22年度南部町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第60号

○議長（足立 喜義君） 日程第11、議案第60号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第60号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査の結果、全員一致で認定すべきと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第60号、平成22年度南部町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 1 2 議案第 6 1 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 2、議案第 6 1 号、平成 2 2 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第 6 1 号、平成 2 2 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、全員一致で認定すべきものと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 6 1 号、平成 2 2 年度南部町墓苑事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第 1 3 議案第 6 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 1 3、議案第 6 2 号、平成 2 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第 6 2 号、平成 2 2 年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

審査の結果、賛成 4、反対 2 で、賛成多数で認定すべきと決しております。

反対者の意見としましては、そもそも民主党の公約によって廃止をされるはずの制度であったこと。また、医療費がかかればかかるほど高齢者の保険料に負担がかぶさっていく。世界に例がない制度である。医療費が高くかかる……（サイレン吹鳴）医療費がたくさんかかる高齢者の方々だけをまとめてしまうことに無理があり、根本的に制度を見直すべきであるので反対である。

賛成者の意見としましては、決算の認定であり、承認をされた予算に従って適切に執行されているので何ら問題はなく、賛成であるというものでございました。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第62号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計決算の認定について反対いたします。

先ほど委員長報告にもありましたが、後期高齢者医療制度は75歳以上の方々が被保険者としてまとめられた保険制度ということで、私もこの議会の中で町長と何度かこの問題について討論したこともありますが、そういう人たちだけをまとめて保険をやれば、医療費がかかればかかるほど保険料が高くなっていくと。厚生労働省の官僚の方々はそれが目的だと、痛みを感じてもらって医療費を抑制してもらうんだと。こういうとんでもない保険制度でありますので、それが世論となって、民主党は政権公約の中に後期高齢者医療制度を廃止するというところまで言ったわけでありまして、これを私は、今、会計の決算という形ではありますけれども、是とするわけにはいかないわけでございます。以上であります。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 議案62号は、賛成の方から討論させていただきます。

今、植田議員が国の政策がおかしいって言われましたが、確かにそのとおりでして、厚生労働省が高齢者医療制度改革会議で昨年末に高齢者医療制度を廃止して、新制度を創設する方針を出しましたけど、混乱する国会情勢や東日本大震災の影響もありまして、いまだ国会への法案上程は上程提出に至っておらないと、先行きが不透明。また、それと不透明であるにもかかわらず、どうもこの後期高齢医療が定着したかどうか知りませんが、この利用者負担がずっと1割の

ままです、2割の人は少ないと。本来ならば、たしか2割になったりするようになっておったですけど、これが特例特例で延びてまして、今、大分落ち着いてますけども、そのために民主党政権になりましたので、今後のそれを注目しなけりゃいけませんけども、今回の決算については順調にいきているということで認定すべきと思っております。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第62号、平成22年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第14 議案第63号

○議長（足立 喜義君） 日程第14、議案第63号、平成22年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第63号、平成22年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定につきまして。

当委員会で審査いたしました。全員一致で認定すべきと決めています。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第63号、平成22年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

この水道会計の決算ですけれども、本年度は基準外繰り入れをして決算をしたということですね。大変厳しい水道会計運営になっていると思いますけれども、根本的には平成20年に簡易水道会計を一本に、上水道一本に企業会計にしてきたという町の政策があるわけです。基準外繰り

入れという形を企業会計ならそういう方法になるわけですね。簡易水道ならば一般会計の繰り入れが柔軟に対応できると思います。そういう意味で、企業会計にしたことの矛盾がここに噴き出しているということが一つ言えると思います。

そして、何よりも一番問題は3系統ある水道料金を、西伯の簡易水道の高い水道料金をまず引き下げるとというのが当面の課題、喫緊の課題だというふうに考えます。この後出てきます次の水道料金改定の議案でも関係しますが、この会計の決算につきましては、まず簡水の引き下げと一般会計の繰り入れの問題で柔軟に対応するように、企業会計の統一というのが問題だったんじゃないかということを指摘して反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この水道事業会計は、当委員会では全員一致で認定すべきと決しておりまして、賛成、反対はしておりませんが、あえて反対討論がありましたので賛成討論させていただきます。

今回の本年度の水道事業会計ですが、一番問題になっているのは有収率の問題ですが、昨年と比べてことしは87.6%と、去年が87.1%、0.5%有収率が上がっているんです。そのようにしていろいろ頑張っておられます。

また、一般会計入れろということですが、基準外繰り入れもしてんじゃないかって言われましたけども、この基準外繰り入れも、これは委員会で確認いたしました。この公共料金審議会がこの水道料金のもとでありました。これは今のままじゃ水道会計が破綻するということからでございまして問題になりまして、基金を繰り入れたのがたしか平成22年の12月議会だったと記憶しておりますが、公共料金審議会から答申出たのが3月ごろだなかった……（発言する者あり）2月か3月だったね。これが答申が出て、後に基金を繰り入れたということになれば問題だったと思います。けども、その時点で水道会計が厳しくなりましたので、審議会途中でありますし、結果も出てませんので、会計をつぶすわけにはならんというので入れたのは事実です。けども、公共料金審議会の答申出てからはそのようなことは一切しておりません。

そういうことで、またこれは一般会計を入れればええだねえかって言われますけど、これは大きな問題でございまして、公営企業法全適の場合にこういうことをすれば、それは一番ええかもしれません。水道料が下げられたり云々がしますけども。後の、今さっきの一般会計でも言いましたように、将来負担比率やちに響いてまいりまして、これと病院といろんなのが響いてまいりまして、夕張の二の舞になる可能性が一番高いのがこの水道会計と病院会計なんです。他の町村

も一番ひっかかっておるのが公営企業、こういうところを持ってるとこなんです。だから、注意して見ないけんところはここなんです。

今回の22年度水道事業会計については、それを入れたおかげでよくなりました。今度、次の案件に出ています水道料改定の条例ですが、これをもって何とかなるとは思いますけども、今回の水道会計、我が総務経済常任委員会では全会一致でこれは認定すべきと決しておりますので、報告させていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 私は、この議案63号、いわゆる水道事業会計の歳入歳出決算に反対するものです。

先ほど反対理由で植田議員が申し上げました。私もそのとおりですが、1点だけつけ加えます、反対理由。いわゆる以前から大変な格差があるということで問題になっておりました加入、いわゆるメーターの取り付けで同じメーター器を取りつけるんだけれども、加入金が非常に大きな差がありますね。これもやっぱり是正すべきであるということ、このことを申し上げます。以前から何回か求めておりますが、依然としてそのまま引き継がれていることについて改善されておられません。その点を指摘して反対します。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第63号、平成22年度南部町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第15 議案第64号

○議長（足立 喜義君） 日程第15、議案第64号、平成22年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第64号、平成2

2年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定については、審査の結果、賛成4、反対2、賛成多数で認定すべきものと決しております。

反対意見といたしましては、一般会計より1億9,490万円が償還金の利息の補助という格好で出ていますが、本来は年度年度にこの補助を出すべきだったのにしてこなかったと、まとめて利子をしたことはおかしいのではないか。また、資本的収入ではなく、収益的収入として会計処理をすべきではないのか。さらには、病院の経営が苦しくなっているということは、そもそも過大な投資ではなかったのかといったような理由から反対をするというものでございました。

賛成意見としましては、この1億9,490万円は資本収入であり、金額の根拠として償還利息の補助の金額で算定をしているもので、資本的収入として収入をして間違いのない4条予算で適当であるということで賛成であるという意見でございました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 議案第64号、病院事業会計決算の認定について、反対の立場から討論いたします。

町長は、これまでといいますか、当初、病院建設に当たって一般会計からの繰り出しはしないという言明をされてこられました。しかし、22年度当初予算で企業債償還利息を町が負担してこなかったとして過年度分1億9,490万8,986円、現年度分として4,313万2,227円を一般会計から繰り出しました。繰り出しの理由は、過年度分と現年度分の企業債の利息となっております。過年度分とはいえ、利息は収益的収入として勘定すべきではないでしょうか。資本的収入として繰り入れるのであれば繰り出しの理由を改めなければなりません。そういう意味で説明が混乱しているのではないのでしょうか。今回の病院の決算には、この資本が資本的収入として繰り入れられており、一般会計からの繰り出しの理由から見て企業会計の処理として不適切であると指摘しなければなりません。そしてまた、これまで企業債の利息を町が払ってこなかったというのであれば、安定した病院経営のためにずっと毎年、毎年度県が企業債利息を繰り入れる分を同額といいますか、繰り出し基準に従って病院に繰り出すべきだと考えます。

そして、病院建設時の計画の甘さの問題も問われなければならないと思います。以上の点から

反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 病院事業会計について、賛成の立場から討論させていただきます。

今、反対討論の中で町は、補助金の問題を言われました。これは前にも問題になりましたが、利息補助を県と町が出す分ですが、この4項の中に県は出します。今も出てると思います。町は余裕というか、できたら出してねと。1つは、そのころ西伯病院が経営的によかった面もありまして出しておられません。22年度は確かに厳しい状態になりまして、今まで、純然たる一般会計からの繰り出しではありません。そういう補助要綱のある分から出ております。それを総額1億9,480万でしたか、を繰り入れてありますが、出すところは違うんだないかと言われましたが、3条予算と4条予算の関係でございます。委員長報告ありましたように、適切にこれは処理されております。これはたしか単年度の4,300万は3条予算に入ってると思います。管理者がうなずいておられますのでそのとおりだと思います。この決算というのは単年度でするものですので、単年度に入るのは当然です。過年度の分はそこへ入れるわけならんので、4条予算の資本的収入の方に入れたと、会計上は一つも問題ありません、こういうことは申しおきしておきたいと思います。

一番大事なものは、この病院会計が本年度黒字になったと。これを見ても私は反対する理由の一つもないんじゃないかと思えます。それは、こじつけられてこういうことを言われたようでございますが、何かの甘さがあると、何だったかいな、見通しの甘さ、見通しの甘さと言われましたけども、たしか21、22年ごろ資金ショートするようなシミュレーションでしたね。22年度から黒字になる、たしか計画プランでシミュレーションなっておりました。これが実際にそのようになったんだ。私は、ここを評価せないけんと思う。また、今年度の決算でこのように黒字になったためにも、本当に病院の先生初め、職員が一丸となってこれについて取り組まれたという結果であります。そういうことをもちまして、この病院会計については賛成するすべはあっても反対する理由はないんじゃないかなと私は思って賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第64号、平成22年度南部町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

日程第16 議案第65号

○議長（足立 喜義君） 日程第16、議案第65号、平成22年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。議案第65号、平成22年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定について。

審査の結果、全員一致で認定すべきものと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第65号、平成22年度南部町在宅生活支援事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり認定されました。

ここで休憩をいたします。再開は午後1時です。

午前11時55分休憩

午後 1時00分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

日程第17 議案第66号

○議長（足立 喜義君） 日程第17、議案第66号、南部町からの暴力団排除のために必要な関

係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第66号、南部町からの暴力団排除のために必要な関係条例の整備に関する条例の制定について。

当委員会で審査いたしました。全員一致で可決すべきと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第66号、南部町からの暴力団排除のために必要な関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第67号

○議長（足立 喜義君） 日程第18、議案第67号、南部町上水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第67号、南部町上水道給水条例の一部改正につきまして。

当委員会で審査いたしました。審査の結果は、賛成4、反対2で可決すべきものと決しております。

反対の方の意見であります。憲法でうたわれている平等の精神から公平な権利が保たれる条例でなければならない。町条例の改定は格差が広がる改定であり、公平な料金体系の構築とは言

えない。料金は据え置くべきだ。それから、企業会計なので一般会計からの繰り入れないのとことだが、職員給与を一般会計で見ていたこともある。水道は全町民が使うもの、均一化であるべき。低位にするべきものであるという反対の意見がありました。

賛成の意見といたしまして、22年度決算を見ても基準外の繰り入れを特別に認めている。これは赤字が出ることによる対応でありましたが、この件につきましても全員一致で賛成しています。こういう例は続けていくものではない。状況は内部留保金も底をついている。審議会での検討の結果、ぎりぎりの値上げでの条例の改定。内容的には基本料金の改定だが、審議会の2年間にわたる議論を十分に考慮すべき。財政の健全化に避けて通れない。なお、25年度の改定についても再び審議会の意見を聞くという賛成の意見がありました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 2点、お尋ねいたします。

まず、1点目は、住民説明会を開催されたわけですが、そこで西伯の簡易水道会計の方々から出された意見と、それから、西伯の上水会計から出された意見が今回の条例改正の問題と非常に密接に問題提起をしているのではないかと思いますけども、住民説明会でどのような意見が出されてきたのかということについて、委員会でどのように聞き取っておられますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。説明会の状況であります。これは9地区で説明会が開催されております。ちなみに、説明会に出られた出席者の数を言っておきますと、上長田地区が9名、東長田地区が13名、法勝寺地区が13名、大国地区が14名、天津地区が20名、東西町地区が14名、天萬地区が16名、いこい荘での説明会が8名、鶴田、上野地区での説明会が16名、合計123名の方が出席されておられます。

今言われた説明会の中での主な意見であります。確かに簡水の地域の方の意見は上水と簡水の格差があるということは指摘されておられます。それで、料金統一が本当にできるのかというような意見もあったというふうに聞いております。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 委員長、私が聞きましたのは、西伯簡水とそれから西伯上水の値上げについての主な意見についての聞き取り結果についてですので、その点もよろしく願い

たします。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 西伯簡水の場合には今回値上げをしません。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） まず、議案第67号、南部町上水道給水条例の一部改正について反対いたします。

今回の条例改正は、公共料金審議会の答申を受けたという形をとっておりますが、当初、公共料金審議会は南部町の料金を将来的に統一するための前段階として基本的に考えられていたはずだったのでありますが、今回の条例の中身を見てみますと、簡易水道の料金がそのまま一番高いまま据え置かれていること。それから、一番給水人口として多い西伯上水の方々の値上げが一番大きいことを特徴としている内容ではないでしょうか。

まず、公共料金審議会が出された答申は、将来に向かって料金統一を目指していくということを考えたら、かえって格差を広げてしまったという中身になってしまっているわけで、再度検討し直す、言ってみれば差し戻しが必要ではないかと私は思うわけですね。今やるべきは西伯の簡水を、一番矛盾の大きい簡水を上水道並みに引き下げる、それをまず第一段階としてやり、全体の統一は十分議論を尽くしていくのが当然ではないかと私は考えます。

今回の条例改正は、そういう意味で格差拡大と一番大きな高い料金据え置いたという点で問題があり、反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、賛成者の発言を求めます。

1番、板井隆君。

○議員（1番 板井 隆君） 1番、板井隆です。私は、議案第67号、南部町上水道給水条例の一部改正について賛成の立場で討論をさせていただきます。

この料金改定ですけれど、これは一番の問題は、やはり内部留保資金が底をついてしまっているということ。緊急の事故とか修理があっても支払いができない状況に今至っているというところ

ろから、この料金の改定が審議会の中で2年間にわたって行われ、こういった経済状況ではありますけれど、そういったことも加味して5年間をかけて順次といいますか、2回に分けて改定をするというような答申を受けて、今回の料金改定があるわけです。22年度につきましても、2,637万2,000円という一般会計から繰り入れも行き、この水道事業を進めてきております。また、今回の料金改定は、基本料金と従量料金の設定を西伯の上水に合わせていくという大きな目的があります。そういった関係で会見と、それから西伯、それぞれの上水道の上げ率も違うわけなんですけれど、最終的にそういったような形で合わせる。また、25年には簡易水道もこの上水道の料金に合わせるということです。確かに、今、簡水は高いんですけど、その分このたび上水も上がります。簡水は高い中ですけど、あと2年間というものを耐えていただいて、25年には上水道と一本化するという先まで考えてある料金改定であります。

そういったことからこの改定については認めていただいて、町民の方もこういった御時世で大変だとは思いますが料金の値上げに御理解をいただいて、上水道が安定した経営ができる形に持っていくということが大きな目的でもありますので、この料金改定について、一部改定について賛成の立場で討論いたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 7番の赤井でございます。ただいまの議案第67号、南部町上水道給水条例の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

水道事業については地方公営企業法の適用がなされ、受益者負担の原則にのっとりた独立採算制を基本に水道料金収入を主たる財源として経営するものとされております。そして、水道法上の水道料金に係る規定には、水道料金については水道法第14条の第2項第1号及び第2号において次のように規定されております。1、料金が能率的な経営のもとにおける適正な原価に照らし、公正妥当なものであること。2、料金が定率または定額をもって明確に定められていること。3、特定の者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと等々、条文化されております。

水道は、住民にとってナショナルミニマムで最も基礎的、普遍的サービスであり、どこにいても同じ料金で供給されるべきであります。総合的に勘案して現実問題としていろいろ障壁があり、水道料金がなかなか一本化もできない公共料金審議会の答申を金科玉条としてしゃくし定規に受けとめず、横断的、柔軟かつ弾力的に取り組むことが必要と考えます。そして、憲法14条、平等の原則及び地方自治法第10条、住民の意義、権利、義務にも抵触することはないのか。また、長引くデフレ不況で疲弊する多くの住民の経済状況等を了察し、住民との合意、コンセンサスで

きているか。質問に対する行政の答弁を聞く限り不明であり、納得できないものであります。

現実的に先ほどの滞納関係のことが出ておりましたが、その中に国保の関係で131名の滞納があり、それからパーセントにしますと7.5%だというやな賛成討論、反対討論の中であったわけですが、それら考えてみると、やはり町民がいかに窮状で困窮していらっしゃるかということをお話しておると思います。そういうことを判断し、勘案しますに、私はこのたびの料金の一部改定は拙速のそしりを免れない気がいたします。

可決すれば、11月1日施行するものであります。私としては暫時据え置く措置が妥当だと思います。公営企業法、公営企業会計の水道事業が赤字だから健全経営を図り、子供や孫たち、すなわち将来につけ、負担を先送りしてはならないとの事由で改定ですが、町民、皆さんと同様に町政も納得できません。内部留保資金も底をついて水道会計が運営できないから値上げようとする短絡的な発想は余りにも知恵がなさ過ぎると思います。

銀行等から一時借り入れないしは起債、あるいは町民債の募集等も名案ではないでしょうか。そういう手だても考えてみる必要があると思います。将来町を担う子供たちも水道ライフラインの利用料金の公正、公平な応分の負担について、憤りや不信や疑問を持たれるようなことは全くなく、筋の通った論理だと思います。一方、緑水湖周辺施設のオートキャンプ場施設管理事業は地元住民には余りなじみがない、そうしたむだな管理委託の指定管理料を支払っていることを考えれば、水道事業は全町民の福祉につながり大きな意義があります。しかも、地方公営企業法17条の2、同施行令8条から見て、実態として赤字を一般会計から繰り出して賄うことは全国的に見ても決して珍しいケースではなさそうです。

殊さら申し上げるまでもなく、水の問題は、事住民の生命、生存権にかかわる最も大切なことで、欠かされざるものであります。介護保険、国民保険とたび重なる値上げで町民も大変に困惑し、疲弊しておりますのが実態で偽らざる本音だと思います。また、基金の積み立てもできる現状であり、したがって、暫時現状の料金体系を維持することが多くの町民の福祉につながるものであると確信いたします。

多くの良識と矜持を持たれる心ある議員の皆さんには大所高所に御判断いただき、御賛同賜りますことを確信し、反対討論といたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに討論はありませんか。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私は、議案第67号、上水道給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

先ほど法のもとに平等でという話がありましたけれども、この上水道の料金体系が旧会見地区と旧西伯地区では、料金体系が違うということがまず第1点であります。それを今回統合しようというものでございます。それから、内部留保資金につきまして現状としては底をついてるという状況も踏まえながら、基準外繰り入れを2,600万していただくわけでございます。ですから、その中で頑張っている今の現状であるということをご認識していただきたいというように思うところでございます。そして、平成25年度ぐらいには簡水も一体となってさらなる統合をなされるようにするわけでございますので、せっかく同じ水でということがありますので、それは同じ料金体系でできるようにこれからしていかなきゃいけません、一度にぼんとやるとなかなか金額の相違が多いものですから今回の上水の統廃合につきまして、この給水条例の改正についてはやむを得ないものじゃないかなと思っておるところでございますので、私は賛成するべきものだと思います。以上です。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番、亀尾です。議案67号です。これ上水道給水条例の一部改正についての議案ですけど、私は反対します。

一般質問でも私取り上げたんですけども、いわゆる合併の大きなネックというんですか、会見、西伯の合併の時点で大きなネックになってたというのは、いわゆる料金の格差が大きなネックになっていたということはこれは事実ですね、私もそのこと言った。それで、将来は、いわゆる料金を統一するんだということで、そのためにいわゆる審議会にもそれが大きな柱だったと思うんです。私は、そこであるんですけども、水道課の説明書でありますこのたびのことでいいますと、西伯上水が現行から6%値上げになる。それから、旧会見の方からは4%の引き上げなんです。そうすると、今、一般質問の中でも言った低いところは少し上げ、高いところは余計上げると、余計その差が広がるわけですね。次のことの審議会の中で、その方策を出されるようなことを説明があったんですけども、私は非常に矛盾があると思うんです。この段階で差が若干縮まる、そしたら次にも統一するということは目星がつくんですけども、なかなかそういうことは、ますます開いて困難になるということがまず1点。

それから、先ほど賛成討論の中で料金の体系を変えるということが目標だったということだったです。料金の体系を変えるということになれば、旧会見と西伯が違ってたわけですね。そしたら、今回の統一では西伯の体系に合わせるということだったですね。西伯の体系に合わせる、何ゆえ西伯の上水を引き上げるわけですか。体系を統一するんであれば、料金を引き上げる必要ないじゃありませんか。会見の体系を西伯体系に整える、あるいは西伯の体系を会見の体系に整え

る、それならいいんだけども、何ゆえ西伯の上水を上げるのか。これが私は非常に、いろいろ理由をつけるけども料金の値上げ、これが一番の目標であったというぐあいに思うんです。そういう中で、先ほど赤井議員でも反対討論があったんですが、今、住民にとっては非常に生活が大変な状況になってきているそういう中、私は上げるべきではないし、特に水道は日々の生活にかけがえのないことであります。例えば着るものだとか、そういうもんなら我慢しようかということが出来ますが、しかし、水はきょうは我慢して、あす、あさってで飲もうなんて、そんなことはできることではありませんよ、日々使うこと、生きていくために必ず必要なものである。それに対して新たな負担をかけるということは絶対許すことはできない。私は、そのことを理由に反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） この水道会計の条例、上水道条例の一部改正ですが、何でも値上げというのは本当はだれもしたくはない、それは当然なことだと思いますけども、公営企業法全適を持ったこの会計守るため、またこれを守らなければ皆さん方が言った値上げの問題がまだまだ広がるんじゃないかと、今のうちにきちっとしなけりゃならない。新しい水道課長がかわりまして、資料も説明もよくわかるようにしていただきました。西伯上水平均6.6%上がるっていいんですけども、一般家庭では一月に換算しますと平均40立米ですか、40トン使った場合、263円の値上げです。会見簡水は、これも平均50トンを使った場合でございますが、一月約80円の値上げなんです。こういう値上げを認めていただき、この水道会計盤石にしていきたいと思っております。そうならなければ、今、賛成討論にもありましたように内部留保資金がもう底をつき始めております。今、毎月のように漏水、またはいろんなポンプの交換等でたくさんの水道事業会計から予算が出ております。これが底をつくと直されないんです。そういう今状態になっております。これは本当に忍んで、一月263円と約80円の値上げを認めていただきまして、そうすれば大体年間に961万6,500円ほどのお金が入ってまいります。そうして、大体とんとんになる計算だそうです。これでこの水道会計を守り、子々孫々このツケを子供や孫にツケ回ししないという、今、瀬戸際でございます。これはこういうときですので、私たち議会がこれをきちっと認めて、将来のためにも禍根を残さないような制度にまた改定していかなくちゃいけないというのがそういうことだと思います。お金を借りればいいじゃないか、安い方に合わせればいいじゃないか、気持ちはわかりますけど借りたら返さないけん、安い方に合わせればその分また負債がふえる、大変痛いところです。

水道会計も会見も西伯も、本当、昭和時代から上げてません。今回、大英断でこの危機を乗り越ってまいりたいと思います。そういうことをもちまして、この条例には賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） 3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この議案第67号、南部町上水道給水条例の一部改正について、反対の立場から討論をいたします。

先ほど来、賛成、反対討論がありますけども、私は、まずこの条例は公共料金審議会への答申をもとに水道料金の値上げの条例であります。先ほども亀尾議員が言いましたように、水道は生活なくてはならない必需品であります。今、町民は非常に不況で苦しみ生活が大変なときであります。このようなときに生活に欠かすことのできない水道料金の値上げの条例を認めることはできません。一般会計からの繰り入れで値上げをするべきではないと考えております。企業会計に一般会計から絶対繰り入れできないということはありません。現に、人件費を一般会計で見ていた例もございます。

それと、監査報告書の水道料金の未収金状況を見てみますと、22年度、現年度の収入未済額です、243万9,477円、徴収率98.6%。過年度分の収入未済額が1,008万6,735円で、18.4%の徴収率であります。前年は過年度の徴収率も20.2%、22年度が18.4%と落ちております。これが値上げになればさらにこの収入未済額がふえ、徴収率が下がることが考えられます。そういうことを理由に、この上水道給水条例の一部改正に反対いたします。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第67号、南部町上水道給水条例の一部改正についてを採決いたします。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第68号

○議長（足立 喜義君） 日程第19、議案第68号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第68号、辺地に係る公共施設の総

合整備計画の変更につきまして。

委員会で審査いたしました結果、全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第68号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第69号

○議長（足立 喜義君） 日程第20、議案第69号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件については、総務経済常任委員会を主体とする連合審査でありますので、初めに総務経済常任委員長から報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第69号、平成23年度南部町一般会計補正予算。

総務経済常任委員会にかかわります案件につきまして委員会で審査いたしました。全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） 続いて、民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 民生教育常任委員長です。民生教育常任委員会での審査の結果、全員一致で可決すべきと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。
委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第69号、平成23年度南部町一般会計補正予算（第4号）を採決いたします。
本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第70号

○議長（足立 喜義君） 日程第21、議案第70号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、景山浩君。

○民生教育常任委員会委員長（景山 浩君） 議案第70号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございますが、民生教育常任委員会で審査の結果、全員一致で可決すべきものと決しております。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。
委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第70号、平成23年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第 2 2 議案第 7 1 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 2、議案第 7 1 号、平成 2 3 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第 7 1 号、平成 2 3 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算。

当委員会で審査いたしました。全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第 7 1 号、平成 2 3 年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 3 議案第 7 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 3、議案第 7 2 号、平成 2 3 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第 7 2 号、平成 2 3 年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算。

当委員会で審査いたしました。全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第72号、平成23年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 議案第73号

○議長（足立 喜義君） 日程第24、議案第73号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。議案第73号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算。

当委員会で審査いたしました。全員一致で可決すべきものと決しております。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第73号、平成23年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 2 5 陳情第 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 2 5、陳情第 2 号、「所得税法第 5 6 条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。陳情第 2 号、「所得税法第 5 6 条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書であります。これは 3 月議会、当委員会に付託された案件であります。

3 月議会、6 月議会と継続審査といたしまして、6 月議会以降、休会中に委員会を開きまして審議、採決をしたものであります。賛成少数で、賛成者 1、反対者 4 名、欠席者 1 名でありましたが、賛成少数で不採択と結論を出しております。

この反対の意見であります。読ませていただきます。男女平等とあるが、5 6 条はもともと租税回避行為防止のための意味があり、よって、存続すべき。女性の差別とあるが配偶者とあり、女性をターゲットとしてはいない。差別ではない。

賛成の意見といたしまして、同じ働きをしているのに片方しかできないのはおかしい。同じ所得に対して同じ控除を認めるべき。認める観点からも賛成する。以上の意見がありました。以上です。

○議長（足立 喜義君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長に 1 点だけお伺いします。3 月の議会でされたわけですが、陳情をこの議会に付託されたんですが、その時点では結論を得ずということ。6 月もまたもう一度継続ということになったんですね。このたび 9 月に結論を出されたわけなんです。その間に税の方で招かれて講師というんですか、説明をしていただきたいということで招かれたようですけども、その中で主なポイントとしてはどのようなことがされたんでしょうか。もし控えておられたらそのことを披瀝していただきたいんですが。

○議長（足立 喜義君） 総務経済常任委員長、秦伊知郎君。

○総務経済常任委員会委員長（秦 伊知郎君） 3月議会、6月議会と継続審査をいたしまして、閉会中の審査に税務課の分倉課長と岡田室長をお招きいたしまして、勉強会という形で参考的な意見を伺いました。オープンにしておりましたので聞かれた方もあっておられますが、この法律は56条と57条から成っております、どちらが欠けても法律として存続ができないということでありました。特に青色申告と白色申告という俗名呼んでおりますが、この青色申告をなされている方は町内では約300人、そのうち農業従事者が250人ということであります。また、白色申告も領収書が必要だが青色申告は現金出納帳等が必要。白色は帳簿がなくてもいいというようなお話がございました。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

3番、雑賀敏之君。

○議員（3番 雑賀 敏之君） 私は、この陳情第2号、「所得税法第56条の廃止」を不採択に對して反対する立場から討論いたします。

まず、この所得税法56条は先ほども話がありましたように、青色申告と白色申告の税務の申告に2通りあるということで分けられたということがまず大きな点でございます。それで、これを憲法に對比しますと、労働に對して正当な評価と報酬を得られることは当然の権利であります。女性が自立して生きるための基本的な要件でもあります。そこで、自治体等や各団体等で意見書が多く上がっております。それで、税法上で青色申告にすれば給料を経費にできますけども、白では経費に認めないということ。これが青色と白色で差をつける制度自体が矛盾をしているというぐあいに考えております。

そこで、諸外国での状況を見てみますと、やはり先進国と言われるところではこの所得税法第56条について、家族労働者の特に配偶者の給料について経費ということで認めております。ちなみに、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、韓国、オランダ、スウェーデン。日本はまだ認めてないということであります。

私も農業をしております白色でやっておりますが、やはり確かにいろいろと帳簿のつけ方であるのはありますが、基本的には同じ所得に對して青色と白色で税の必要経費を認める、認めないを差をつけるのはおかしいということで反対いたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、青砥日出夫君。

○議員（8番 青砥日出夫君） 陳情第2号ですが、これにつきましては委員会の中でも再三委員会を開きまして、閉会中も委員会をしまして税務課からも勉強会をしていただいたりしたわけですが、いわゆる白色申告、いわゆる簡易課税方式と青申、青色申告で、見るからにもうかってない、一目瞭然という方。一応申告というのは義務となっておりまして、全員に課せられた義務です。その一目瞭然の分までいろいろと内部をさらけ出してする必要もなく、簡単に申告ができるというのが簡易課税方式、白でして、白申でして、こういう形ではやはり残っていて当然だというふうに思っております。その必要経費を取ろうとすれば青色申告をします。陳情書の中にも書いてありましたけども、青色申告と同じような作業をし、帳簿もつけてやってるのに、どうして白色申告では認められないのかというようなことも書いてありました。じゃあ、青色申告すればいいじゃないのというような陳情でした。実質、その白申をすることによっていろいろなものを見てみますと子供が、給料が専従者としてないの青申してないので、認められないので結婚もできないとかいろいろなことが書いてありましたけども、それは間違った考え方です。ちゃんと青色申告していただければそれなりにきちんとした経費も取れるということです。当然、白申もあって当然だと思っておりますけども、国の方でもいろいろ見直しをかけるというようなことは一部報道されておりましたけども、それもまだ定かではありません。そういう部分でも延びておりましたけども、一応先ほど申しましたようなことを申しまして賛成意見とします。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私もちっちゃな商売しております、なかなかその経済環境厳しい中で苦勞はしております。そういう中で、この所得税法56条というのは家族の配偶者については80……（「6万ですね」と呼ぶ者あり）それで、あとの家族の労働者については50万しか認めてないという内容なんですね。先ほど白色と青色と違うということで、青にすればいいではないかという話もあるわけですが、申告納税制度というのは帳簿をつけようがつけまいがきちんと自分の所得を計算するわけです。自分の所得を申告して確定するわけです。そこでいいかげんなことをやってるからというような偏見で、これは簡易課税だからというようなことにしか受け取れないじゃないですか。法のもとに平等だといえば簡易課税であろうが、その生活費に賄う必要経費として当然認めるのが憲法の精神だと思います。そういう立場から簡易課税だから、

その控除額が少なくてもよいという議論にはならない。そういう考えで委員長報告に反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 1 番、板井隆君。

○議員（1 番 板井 隆君） 1 番、板井隆です。私は、この陳情第 2 号、「所得税法第 5 6 条の廃止」を求める意見書提出の陳情について、不採択の立場で討論をさせていただきます。

これは先ほどからそれぞれの反対意見出ておりますけれど、賛成で青砥議員も言われたように白色申告がダメならば青色があるということで、そのための制度も設けられている。5 7 条に青色申告制度というのが設けられているのでいいんではないかなと思いますし、いろいろと調べてみましたらば今まで何件かのこの所得税法の違憲について裁判事例もあるようですが、すべてこの 5 6 条の合憲性が認められた判決が出ているという前例もあります。これはもともと、先ほど委員長の報告にもありましたが、租税回避行為防止のために設けられた制度です。例えばこの制度がなければ親の土地の上に店を建てて商売をしている子供がもうかった場合に、親に通常より多くの家賃を払って意図的に租税回避をすることが可能とも言えます。そういったことを防止するために生計一親族間では経費処理を認めないというのがこの所得税法 5 6 条にうたってあるわけです。そういったことで、やはりこれは残しておかなければならない。決して差別に値するような憲法ではない、法律ではないというところから不採択ということで討論をさせていただきます。以上です。

○議長（足立 喜義君） 1 3 番、亀尾共三君。

○議員（13 番 亀尾 共三君） 1 3 番、亀尾です。陳情第 2 号、「所得税法第 5 6 条の廃止」を求める意見書提出ですが、私は採択して意見書を出すべきだという立場でお話をします。

いわゆる政府は国際化であると、これが国のいわば世界の流れだということで、そういうことでどんどん法律をその線に持っていくわけなんですね。私は、政府に都合のいいことは国際化だといってやりながら、政府に都合の悪いこと、余りよくないことはそれを依然として固執しているということをやっているわけなんです。先ほどあったんですけども、雑賀議員でもあったんですけども、国際的にいうと非常にもう日本は時代おくれと、いわゆる家族で自分とこの自営を、手伝うことについては白色なら認めない、青色なら認める。これが労働の例えば内容がはっきり違うんならわかりますよ。例えて言うと、青色申告で家内従業者を従事している人は、きちんとタイムレコーダーに押しつけて休憩時間もきちんと持って、昼食は何時から何時ということにちゃんと就業規則でもあればそれは別なんだ。しかし、白色だって青色だって内容は全く変わらないじゃないですか。それをということで確定申告は、いわゆる納税者は自分で申告と、これが原則な

んです。だから、青色だろうが白色だろうが自分のところの経営状態がどういうぐあいになるかということを出す。そのためには、家族従業員だから経費として認められない、青色申告だから認める。そういう国際的にもおくれたようなやり方、今や通用しない。そういうことから…
…（発言する者あり）私はこの……。あのね、あなたは私の意見に対していつも茶々入れるがな、もしあったら発言を求めて後から言いなさい。（発言する者あり）何だ、黙れ。（発言する者あり）だから、そういうことを回避するためにぜひこの……。

○議長（足立 喜義君） 静かにしてください。

○議員（13番 亀尾 共三君） 意見書を採択してあげましょう。以上です。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第2号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書提出を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありました。原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立少数です。よって、本案は、委員長報告のとおり不採択とすることに決しました。

○議長（足立 喜義君） 日程第26、議案第74号、会見第二小学校屋内運動場改築工事（建築主体工事）に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。（「追加議案」と呼ぶ者あり）追加な。（発言する者あり）ないな、追加議案。1枚ないがな、この前が。（「追加議案がない」と呼ぶ者あり）うん。（「休憩しましょう」と呼ぶ者あり）

休憩します。そうしますと、2時15分まで休憩します。

午後1時56分休憩

午後2時15分再開

○議長（足立 喜義君） 再開をします。

ただいま、町長から追加議案が提出されました。2本ありますので、これを議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。

日程第 2 6 議案第 7 4 号

○議長（足立 喜義君） そうしますと、日程に追加をして、日程第 2 6、議案第 7 4 号、会見第二小学校屋内運動場改築工事（建築主体工事）に関する契約の締結についてを議題といたします。
町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第 7 4 号、会見第二小学校屋内運動場改築工事（建築主体工事）に関する契約の締結について。

会見第二小学校屋内運動場改築工事（建築主体工事）に関する契約を締結するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によって、議会の議決をお願いをするものでございます。

本議案につきましては、去る 9 月の 2 1 日、9 社によりまして一般競争入札を行いました結果、落札した業者と契約を締結をするものでございます。

契約の内容でございます。1、契約の目的、会見第二小学校屋内運動場改築工事（建築主体工事）。2、契約の方法、一般競争入札。3、契約の金額、1 億 2, 6 3 1 万 5, 0 0 0 円。4、契約の相手方、鳥取県西伯郡南部町福成 3 0 2 3 番地、株式会社ティー・エム・エス、代表取締役、別所一生でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

続きまして、議案第 7 5 号、南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する変更契約の締結について。

○議長（足立 喜義君） 副町長、ちょっと休憩します。

午後 2 時 1 8 分休憩

午後 2 時 1 8 分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

提案説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） これで討論は終わります。

これより、議案第74号、会見第二小学校屋内運動場改築工事（建築主体工事）に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第74号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第75号

○議長（足立 喜義君） 日程第27、議案第75号、南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する変更契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。議案第75号、南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する変更契約の締結について。

南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって、議会の議決をお願いをいたすものでございます。

本議案につきましては、エレベーターの設置後に車いすの利用の方が議会傍聴などが容易になるということもございまして、議場内への可動式のスロープを設置をする、そういった内容が1点ございます。それから、あわせまして庁舎の外観について少し手直しをして町章の設置と、それに伴う外部時計の移設及びベランダ外壁塗装改修を追加をさせていただきたいというものでございます。

変更契約の内容でございますが、契約の目的、南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事。2、契約の金額、変更前5,124万円、変更後5,395万9,500円にいたすものでございます。契約の相手方、鳥取県米子市灘町3丁目147番地6、株式会社岩崎組、代表取締役、千石正信という内容でございます。ひとつよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（足立 喜義君） 提案に対して、質疑はありますか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 財源についてお尋ねをしますけども、これは先ほども22年度決算でエレベーター設置工事が地域活性化・きめ細かな交付金で4,600万、これを使った上に、

22年度の2月の補正では1,100万の一般財源を入れてあったと思います。4,600と1,100で5,700万ですけれども、今回の補正で内訳として交付金と一般財源の内訳はどのようになっていますか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 交付金の額は上限ということになっておりますので、その額は変わりません。事業費の減になった部分が、一般財源が減になるというものでございます。

○議長（足立 喜義君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回のこの議場のスロープのことについては一定理解ができるんですけれども、外観の洗浄とか、町章の取りつけというのはしないよりもした方がいいとは思いますが、私、先日も言いましたけれども、西伯公民館の雨漏りがしているというような事態がありまして、今このようなお金の使い方が果たしてどうなのかということを危惧するんですけれども、その点は十分に検討されておりますか。

○議長（足立 喜義君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） エレベーターの設置が主な事業目的でございますが、やはりその外見というものが庁舎の維持管理上、大変重要になってまいります。この際に、外から見ていただいてよくわかると思いますけれども相当黒ずんでおりまして、大変暗いイメージがございます。そういったものも一緒にあわせて改修をした方がいいというふうな考え方に立っております。

また、公民館の雨漏り等につきましては、初日だったと思いますけれども質問にありましたように、それはそれとして対応をしてみたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今回の変更契約は、271万9,500円です。全部が庁舎改装ではありませんけれども、エレベーターの議場内に車いすが入れるようにということに関するものは62万4,000円を含んでおりますけれども、外壁の塗装などが主な中身です。175万7,500円、町章取りつけ20万8,000円、こういうような内容です。

私、先ほど水道料金の問題も出てまいりましたし、国保の問題もありました。町民の皆さんが

大変身を削るような思いで生活をしておられる中で、役場をどんどん立派にしていくというのが本当に住民の皆さんから理解得られるんでしょうかということをお願いいたします。汚れているよりもきれいな方がいいとは思いますが、江府町でしたかね、役場が大変木造の役場、今でもそうなんですか。住民のための施策を一生懸命やると、最後に役場のお金は使おうというような考え方に立っておられるのではないかなと想像もするんですけど。

私は役場だけが立派になっていくような今のお金の使われ方というのは疑問を言ひまして、この議案に対しては反対をいたします。

○議長（足立 喜義君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番、細田元教君。

○議員（9番 細田 元教君） 75号については賛成討論させていただきます。

せっかくそこ足場も生まれ、エレベーターもつきますし、中身を聞いたら障がい者用のスロープとかその対応。あとは外壁の修理ですが、この庁舎も一度、いつかい雨漏りもしてまいりました。植田議員は建築屋さんですから材木屋さんよう知っておられると思いますけど、この建物の外壁が汚れたらそこから傷んでくるという大きな問題もあります。この庁舎も結構長いこと建ってますね、もう四、五十年なってるんだねかな。そういうことでクラックも入ってるし、いろいろあろうと思います。こういうときについでにきちっとして、もっとまだこの南部町は支えていくシンボルとなるよう、きちっと今のうちに整備した方がいいと思いますので賛成いたします。

○議長（足立 喜義君） 13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 13番の亀尾です。これ先ほど植田議員が討論で申し上げたんですけども、エレベーターの設置工事に関することなんですね。あわせて予算が組んでたんでその差額というんですか、それが実施に伴うお金との差があるんでついでと言っちゃ悪いか、この際やろうということだと思ふんです。時計ですね、4点上がってますね、内容が。外壁洗浄、町章の取り付け、それから時計の移設、それから議場の改修ですね。この4点上がってるんですけども、実際エレベーターと直接関係するものとすれば議場の改装と、それから時計の移設ですね。これ時計が多分かかってたところがこのたびの工事にかかるんだないかというぐあいに私認識するんですけども、それはそれとして、町章の取り付けということになってますね。きのうの全協の中でも聞いたんですけども、町章がどこかに以前あって、それがこの工事に付随して移設せんといけんということの20万8,000円、金額ですね。これが必要、なぜ上がってるかといったら、いや、町章の取り付けの中に製作費も含むということの説明だったんですね。私は20万8,000円、この工事の全体からする割合というのは、金額は少ないかもしれませんが、しかし、

いつもお金を考えて使って、住民のために沿うようということを姿勢をやるべきだということを使うんですけども、町章の、それはないよりある方がいいかもしれませんが、しかし、20万8,000円のお金でもやっぱり住民の生活のために使うべきであるということ。このことを主張して、この議案には反対するものであります。

○議長（足立 喜義君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第75号、南部町役場法勝寺庁舎エレベーター設置工事に関する変更契約の締結についてを採決いたします。

議案第75号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28 発議案第17号

○議長（足立 喜義君） 日程第28、発議案第17号、地方行政調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案者である議会運営委員会委員長、石上良夫君から提案理由の説明を求めます。（「休憩」と呼ぶ者あり）

休憩します。

午後2時31分休憩

午後2時32分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

10番、石上委員長。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君）

発議案第17号

地方行政調査特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成23年9月27日 提出

提出者 南部町議会議会運営委員会委員長 石上良夫君

南部町議会議長 足立喜義様

別紙を読み上げます。地方行政調査特別委員会の設置について。

本町議会は町行政推進の資料を得るため、地方自治法第110条及び南部町議会委員会条例第6条の規定により、地方行政調査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中に次の調査を行うものとする。

記。1、委員会の構成。総務経済・民生教育常任委員全員。

2、調査事件。学事奨励会について。次世代エネルギーパーク構想及び新エネルギーについて。糖尿病の重症化予防について。

3、調査地。沖縄県名護市。沖縄県糸満市。沖縄県南城市。

調査期間。平成23年10月24日から26日の3日間。

経費。予算の範囲内。

調査方法。地方行政調査特別委員会に付託し、閉会中に実施する。以上でございます。

○議長（足立 喜義君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、亀尾共三君。

○議員（13番 亀尾 共三君） 委員長に1点だけお伺いします。以前、全協で行政調査のことについて調査目的、調査事件となっておりますね、これ1、2、3項上がってますね。それで、1つは、沖縄の米軍基地のことについても調査をするということがたしか上がってたと思うんですが、その件についてはどうなったのでしょうか。（「米軍基地は書いてないけん、ないです」と呼ぶ者あり）以前、全協であったでしょ。（発言する者あり）

○議長（足立 喜義君） 休憩します。

午後2時35分休憩

午後2時35分再開

○議長（足立 喜義君） 再開します。

10番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） 今回は調査内容には入っておりません。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私、以前の全協で沖縄での学事奨励会とか、次世代エネルギーパークとか、糖尿病の重症化予防とか、それぞれに大切な問題ではありますが、今、喫緊の課題で

はないということを主張してきた経過がありまして、私は今、国難と言える東日本大震災、ここに対する支援と、それから復旧、防災の調査というようなことが、今、喫緊の課題としてあるのではないかということで、今回の調査に私たちは参加できないというふうに言ってきたんですけども、そういう意見でまとめていくことにはならないでしょうか。

○議長（足立 喜義君） 10番、石上良夫君。

○議会運営委員会委員長（石上 良夫君） この行政調査につきましては委員会、または全協でも皆さんにお諮りしましたとおりでございます。植田議員もお認めのように、学事、就学及び就学を地域レベルで支える、そして就学率を向上させる。また、もう一つは、糖尿病の予防です。御存じのように糖尿病の方がたくさん今おられます。実は、私も薬を飲んでいまして、食事をきちんと正しくとるということで自覚はしておりますけど、なかなか、時々壊れてだめなときがありますがなかなか本当難しい、糖尿病患者はね。やっぱり先進地に行って視察することも必要でないかと思います。

また、先ほど災害のことでお話もありまして、確かに伺いましたが、既に調査地と交渉済みでございまして、非常に視察先に御迷惑がかかるし、また災害のことに関しましては、私は個人での考えではございますが、これは個人個人で皆さんが行くと。私はいつもここにぜひとも1回行ってみようと言ったら失礼ですけど、現地を見たいと思っている一人でございます。その辺は個人個人で対応されたらよかろうかと思います。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結して、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議がありますので、起立により採決いたします。

発議案第17号、地方行政調査特別委員会の設置について、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、発議案第17号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま設置されました地方行政調査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をいたします。委員は議員全員、14名を指名したいと思います。これに御異議ありますか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

委員を全議員、14名とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、全議員14名を特別委員会委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいま選任されました特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○議長（足立 喜義君） 再開いたします。

ただいま地方行政調査特別委員会から互選の結果について報告がありましたので、これを発表いたします。

地方行政調査特別委員長、秦伊知郎君、同副委員長、景山浩君。以上、結果報告を終わります。

日程第29 発議案第18号

○議長（足立 喜義君） 日程第29、発議案第18号、議会における地方行政調査についてを議題といたします。

提案者である地方行政調査特別委員長、秦伊知郎君から提案理由の説明を求めます。

12番、秦伊知郎君。

○地方行政調査特別委員会委員長（秦 伊知郎君） 秦です。

発議案第18号

議会における地方行政調査について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

平成23年9月27日 提出

提出者 南部町議会地方行政調査特別委員会委員長 秦 伊知郎

南部町議会議長 足立 喜義 様

別紙を読みます。別紙、議会における地方行政調査について。

目的。地域の特性に応じた自治体行政を推進するため、分権自治を切り開く先導的役割を果たす議会としての役割がますます重要となってきている。南部町におけるさまざまな課題に対応するため、常に研さんを重ね、視野を広め、もって本町の行政の一層の推進を図るために先進地を訪問して調査研究し、今後の取り組みに資するものである。

2、調査事項。1、学事奨励会について。2、次世代エネルギーパーク構想及び新エネルギーについて。3、糖尿病の重症化予防について。

3、調査地。沖縄県名護市。2番目として沖縄県糸満市。3番目に沖縄県南城市。

4、調査期間。平成23年10月24日から26日の3日間。

5、経費。調査費として予算に認められた範囲内。

6、調査の方法。地方行政調査特別委員会による関係者からの聞き取り及び現地調査による。

以上です。

○議長（足立 喜義君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 先ほどの特別委員会設置ですけれども、議会の多数で議会全員が委員にされたんですけども、私たちは全員協議会で同行しないということを表明しておりまして、委員として外していただきたい。私たちは、東日本大震災の復興の支援に行くということをおっしゃっておりまして、そのためにそういうことをやるべきだということで、全協でもこの行政調査には参加できないということをおっしゃるので、ぜひそのように取り計らっていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（足立 喜義君） 12番、秦伊知郎君。

○地方行政調査特別委員会委員長（秦 伊知郎君） ただいま植田議員の方から不参加の理由がありました。決をとりまして全員参加するということですので、あとは個々の判断だと思います。きちんとした出席できない旨の理由を書いて議長に提出していただきますように、よろしくお願いいたします。議員団という正式な会派届は出ておりませんので、個々の名前でもよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（足立 喜義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第18号は、原案のとおり可決
されました。

日程第30 発議案第19号

○議長（足立 喜義君） 日程第30、発議案第19号、がん征圧宣言についてを議題といたしま
す。

提案者である石上良夫君から提案理由の説明を求めます。

10番、石上良夫君。

○議員（10番 石上 良夫君）

発議案第19号

がん征圧宣言について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成23年9月27日 提出

提出者	南部町議会議員	石上良夫
賛成者	同	亀尾共三
	同	秦伊知郎
	同	足立喜義
	同	井田章雄
	同	細田元教
	同	青砥日出夫
	同	赤井廣昇
	同	杉谷早苗
	同	景山浩
	同	植田均
	同	雑賀敏之
	同	仲田司朗
	同	板井隆

南部町議会議長 足立喜義様

それでは、宣言を読み上げます。がん征圧宣言。

現在、がんは「国民病」とも言われており年間34万人余りもの人がこの病気によって命を失っている。統計によれば生涯のうち男性の2人に1人、女性の3人に1人ががんに「り患」し、死亡原因の3割ががんによるものである。まさにがん対策は急務である。

国はがん対策の総合的・計画的な推進を目的に「がん対策基本法」を平成18年に制定、さらに「がん対策推進基本計画」を策定した。先進国の中でも著しく低いとされている日本のがん検診受診率を5年間で50%とし、がんによる死亡者を10年間で20%減少させることを目標としている。また、鳥取県においても、平成22年6月には議員提案により「鳥取県がん対策推進条例」を制定し、がん検診受診率向上プロジェクトなどに取り組んで受診率50%を目指すとしている。しかし、受診率は約25%で横ばい状態であり、がんによる死亡率は年々高まっている。南部町においても例外ではなく、平成21年度は48人の方ががんで亡くなっている。

町民の生命と生活の質を脅かすがんを征圧させるためには、町民一人一人がみずからの日常における健康管理と検診による早期発見、早期治療に対する意識の高揚が重要であり、南部町においては今後がん征圧に向けた総合的かつ計画的な対策が急務である。

ここに、がんによる死亡者をなくすために、検診体制の充実と町民の意識の高揚を促す施策を今後強力に推進し、「がんを知り、がんと向き合い、がんを負けることのない社会」の実現を目指すことを宣言する。

平成23年9月27日。鳥取県西伯郡南部町議会。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（足立 喜義君） ただいまの提案説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結し、討論を省略して採決に入ります。

本件は、お手元に配付の原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第31 議員派遣

○議長（足立 喜義君） 日程第31、議員派遣を議題といたします。

会議規則第120条の規定により、お手元にお配りしました議員派遣の写しのとおり議員の派

遣をしたいと思います。

お諮りいたします。議員派遣をすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、原案のとおり議員派遣することに決定をいたしました。

日程第 3 2 議長発議第 2 0 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 2、議長発議第 2 0 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、石上良夫君から、閉会中も本会議の日程等、議会運営に関する事項について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、石上良夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

日程第 3 3 議長発議第 2 1 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 3、議長発議第 2 1 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。広報調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も議会広報などの編集について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。よって、広報調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第 3 4 議長発議第 2 2 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 4、議長発議第 2 2 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君から、閉会中も選挙事務問題について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決をいたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、選挙事務問題調査特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第35 議長発議第23号

○議長（足立 喜義君） 日程第35、議長発議第23号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君から、閉会中も議会改革について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議なしと認めます。よって、議会改革調査特別委員長、青砥日出夫君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定をいたしました。

日程第36 議長発議第24号

○議長（足立 喜義君） 日程第36、議長発議第24号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。人権・同和対策特別委員長、井田章雄君から、閉会中も人権・同和対策について十分審査を行う必要があると、会議規則第75条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、人権・同和対策特別委員長、井田章雄君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第 3 7 議長発議第 2 5 号

○議長（足立 喜義君） 日程第 3 7、議長発議第 2 5 号、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方行政調査特別委員長、秦伊知郎君から、閉会中も地方行政調査について十分審査を行う必要があると、会議規則第 7 5 条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 御異議がございますので、起立により採決いたします。

継続審査を行うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（足立 喜義君） 賛成多数と認めます。よって、地方行政調査特別委員長、秦伊知郎君からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○議長（足立 喜義君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

よって、第 7 回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（足立 喜義君） 異議なしと認めます。これをもちまして平成 2 3 年第 7 回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後 2 時 5 6 分閉会

議長あいさつ

○議長（足立 喜義君） 一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は 9 月 9 日に開会以来、1 9 日間にわたり、2 2 年度一般会計、特別会計、事業会計の決算認定を初め、提案されました条例及び補正予算、また議員の一般質問を含め、多数に上りました。これらの重要案件を終始極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得、御精励に対し深く敬意を表しますとともに、心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

本日ここに、その全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことは、各位とともに御同慶にたえません。

執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました議案の執行に当たりましては、委員長報告を初め、各議員の意見を十分尊重しつつ、町政各般にわたり、さらに一層の熱意と努力を払われるよう希望するものであります。

厳しい残暑から、これから秋も深まりまして、議員各位におかれましては、何かと御多忙のことと存じますが、この上とも御自愛くださいまして、町政積極的な推進に御尽力賜りますことをお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

町長あいさつ

○町長（坂本 昭文君） 9月定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

本定例会は、9月の9日から27日の本日まで19日間にわたって開催になったわけでございますけれども、平成22年度の各会計、決算認定を初め、上水道の給水条例の一部改正など、重要議案について御審議を賜りました。長い期間でございまして、お疲れになったことと思います。大変御苦労さまでございました。

結果につきましては、おかげさまで全議案ともに御賛同を賜りまして、御承認をいただいたわけでございます。厚くお礼を申し上げたいと思います。

12日、13日と7名の議員さんから一般質問をいただきましたが、町民の健康、福祉についてとか、あるいは水道料金の改定問題など、当面する諸課題についてタイムリーな質問をいただいたわけでございます。それぞれに答弁をさせていただいております中で、問題の本質が明らかになってきたと、このように思っております。行き届かない点につきましては、日常の議員活動の中でまた何かと御指導、御鞭撻をいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

さて、7月1日に西伯病院新院長として就任をいただきました木村先生におかれましては、南部町からがんをなくそうと、こういう呼びかけに呼応いたしまして、本議会におきまして全議員さんによりますところのがん征圧宣言が先ほどなされたわけでございます。時を同じくいたしまして、ちょうど本日の日本海新聞には西伯病院の総合特区構想のがん早期発見の新技术でありますアミノインデックス導入の記事が掲載されてございまして、このがん征圧宣言に大きな力を発揮するのではないかと大変期待をいたしております。これは県内では、この宣言は県内では初めてだということも思っておりますけれども、全国的にも本当にまれな意義ある宣言だと高く評価をい

たしたいと思っております。執行部におきましてもこの宣言を受けとめまして、早急に施策全体を点検、整理をいたしまして町民の皆さんのがん征圧に向けて新たな出発をしたいと決意をいたしておりますので、この宣言を機会に住民の皆様方におかれましても積極的にがん検診の受診をいただきますように御協力をお願いを申し上げる次第でございます。

大変暑かった夏も台風の到来とともに、いつしか秋に変わってまいりまして、秋の訪れを感じるきょうこのごろでございますが、議員各位におかれましては、どうぞ健康に十分留意をいただきまして、議員活動を通じまして町の発展のために御尽瘁を賜りますように、よろしく願いを申し上げる次第でございます。

そういうことを申し上げまして、お礼のごあいさつにかえたいと思います。本当にありがとうございました。
